

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和8年9月菊川市議会定例会)

1 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 人が訪れ戻ってくるまちづくり P 1

2 松永 晴香 議員 (答弁者：教育長)

- ① 児童の通学時における荷物の負担軽減について P 4
- ② 児童生徒の命を守る学校の熱中症対策について P 7

3 石井 祐太 議員 (答弁者：教育長)

- ① I C T教育の検証と今後の運用について P 10

4 西下 敦基 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 交通安全の推進について P 14
- ② リニア中央新幹線工事の当市に係る事項について P 17

5 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)

- ① 環境保全型農業の推進による菊川農業ブランド力向上について P 20
- ② 「日本茶」のG I登録による「G I深蒸し菊川茶」への影響について P 23
- ③ 株式会社全東信の破産に伴う市内事業者への影響把握と対応について P 26

6 奥野 寿夫 議員 (答弁者：市長)

- ① リニア中央新幹線工事による水問題について P 27
- ② 中部電力による浜岡原発再稼働審査におけるデータ不正について P 30
- ③ 会計年度任用職員の処遇改善について P 33

7 本田 高一 議員 (答弁者：教育長)

- ① 部活動の地域展開と地域スポーツ・文化活動の未来について P 35

8 東 和子 議員（答弁者：市長・教育長）

- ① 防災庁発足と菊川市地域防災計画の対応について P 40

9 須藤 有紀 議員（答弁者：市長・教育長）

- ① いじめ防止対策..... P 44

- ② 菊川市の茶業について..... P 48

- ③ こども・若者施策について..... P 50

10 藤原 万起子 議員（答弁者：市長・教育長）

- ① 次期男女共同参画プランの策定に向けて P 52

- ② 未来を切り拓くアントレプレナーシップ教育について P 56

11 黒田 茂 議員（答弁者：市長）

- ① 原子力災害時における要配慮者の避難 P 59

12 織部 光男 議員（答弁者：市長）

- ① ゼロカーボン宣言の責任 P 63

令和 8 年 8 月 24 日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議員 赤堀 博



一 般 質 問 に つ い て

令和 8 年 9 月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者 ： 坪 井 仲 治	
質問事項 1 ： 人が訪れ戻ってくるまちづくり	
【質問要旨】 令和 8 年度からスタートした新しい総合計画では、「誰もが夢叶う幸せ創生都市“菊川”」を掲げています。自然と人のつながりを活かし、賑わいと快適な暮らしを支えるまちづくりが進められています。 菊川市では、市民アンケートや総合計画、議会活動において「人が訪れるまちづくり」や交流人口・関係人口の拡大が議論されています。ブランド力の向上、観光・スポーツ拠点の整備、市民協働による魅力発信などが主な焦点となっています。 ブランド力と魅力発信では、1) 市の魅力を対外的にアピールしブランド化を進める、2) 地域おこし協力隊や市民協働の取組を通じた地域の活性化、3) スポーツ・観光拠点の集約と活用運動施設や宿泊施設の整備・集約による圏外からの誘客、4) 体育館への空調設置など、既存施設の利便性向上などが進められています。 菊川市には、大々的な大型テーマパークや派手な娯楽施設は少ないものの、日本の原風景を感じられる「上倉沢の棚田（せんがまち）」、国の重要文化財である「黒田家代官屋敷」、歴史ある「横地城跡」や「火剣山キャンプ場」など、自然や歴史に触れ合える隠れた名所がいくつもあります。 また、大型の民営キッズドームのような全天候型の有料大型室内遊園地はありませんが、0～18歳が無料で利用できる菊川児童館・きくがわ子育て支援センターや小笠児童館・おがき子育て支援センターなどの屋内施設があり、雨の日でも子供を遊ばせる公共の場として利用可能です。 若者が菊川市に戻り、まち全体を盛り上げるためには、働く場	【答 弁 者】 市 長 教育長

所の確保、魅力的なコミュニティづくり、そして郷土愛を育む教育や参画の機会が重要です。菊川市では、「こども・わかもの参画宣言」や「菊川まちづくり部プロジェクト」などを通じて、若い世代が主体的にまちづくりに関わる取組が進められています。

人が訪れるまちづくりや、市外へ出て行った若者が戻ってくる施策について伺います。

質問 1 人が訪れるまちづくりとは、地域の歴史、文化、自然、産業などの資源を活かし、住民と外からの人々が交流をすることで、地域全体の活力や経済を高める取組です。この取組の多くは、地域の方々が担っておりますが、少子高齢化や人口減少により運営が厳しい状況になってきています。

地域の皆さんが運営している観光資源となっている事業で、高齢化等により継続困難に陥る可能性のある事業の今後の運用に対する菊川市の考えを伺います。

質問 2 「茶畑の中心で愛を叫ぶ」のような参加型イベントは、市内外への情報発信につながるとともに、交流人口の拡大を図ることができると思います。菊川市の魅力発信事業の今後の進め方について伺います。

質問 3 道の駅は、単なる通過点の休憩施設から、地域の特産品販売や温泉・グランピングなどの体験を備えた「旅の目的地」へと進化しています。また、住民と観光客が集う交流・防災拠点として、地方創生や関係人口創出の中核を担う重要な役割も果たします。観光からの関係人口創出、地域経済の活性化、地域共生、防災機能を目的とした道の駅は菊川市に必要な施設です。

道の駅の収益性は、年商10億円を超える人気の「目的地化」した施設がある一方で、平均売上高は2.4億円にとどまり、設備の老朽化や初期投資の負担から赤字リスクを抱える施設も多いという二極化の傾向にあるそうですが、初期投資の削減や高単価・高効率商品の開発といった、収益性を高める施策により、事業の成功につながると思います。

現在、道の駅の建設については検討中かと思いますが、企業やJ A遠州夢咲との連携を含めた道の駅建設の可能性について伺います。

質問4 地方創生のカギは学校教育における郷土愛の育成にあると思います。地域に愛着を持つ子供を育てることで、将来の担い手や定住人口の増加、さらには子育て世代の移住（U・Iターン）を呼び込む教育ブランドの構築が可能になります。

学校と地域の連携等による郷土愛を育む学校教育の現場と方針について伺います。

質問5 大人が移住先や新しい地域で愛着を持つ方法で、施策に反映されていることについて伺います。

質問6 地域交流を推進するために、地域行事やボランティアを通じて住民を巻き込んで活動をされている自治会（コミュニティ協議会）があると思います。このような活動について、その活動の手法等を市内に広める施策について伺います。

質問7 令和7年度から新しい指定管理者の元で、小菊荘が運営されていますが、新しい指定管理者の様々な仕掛けにより、良好な運営がされています。しかし、設備の老朽化が目立っており、これが集客にも影響を与えていると思います。

小菊荘の知名度は大きく上がっていると思いますが、更なる経営状況の向上のための、設備の更新等に関する施策について伺います。

質 問 者：松 永 晴 香

質問事項 1：児童の通学時における荷物の負担軽減について

【質問要旨】

児童一人一台端末の整備により、学校教育における I C T の活用が進み、授業や家庭学習の充実が図られています。本市においても、これまで使用されていたタブレット端末からChromebookへ更新され、児童が日常的に端末を活用する環境が整えられています。一方で、端末の更新に伴い、児童が持ち運ぶ荷物が以前より重くなったとの声が、児童や保護者から聞かれます。児童は、教科書やノート、筆記用具などが入ったランドセルに加えChromebookや水筒を持って登下校しています。これは全学年に共通する状況ですが、特に小学校低学年では体格が小さく、同じ重さであっても身体にかかる負担はより大きくなります。さらに、週明けや学期の始め、学期末などには、上靴や給食用白衣、体操服、学用品、作品など、通常より持ち物が多くなる日があります。夏季には水泳バッグが加わる日もあります。毎日すべてを持つわけではありませんが、荷物が重なる日には大きな負担となり、登下校時の安全面にも影響することが懸念されます。

荷物の重さだけでなく、複数の手荷物によって両手がふさがることで、転倒した際に手をつくことができないことや、道路横断時の安全確認、雨天時の傘の使用など、登下校時の安全面にも影響があるのではないかと感じています。

私自身、小学校 2 年生の娘から、「ランドセルが重すぎる」と言われ、通常の登校日に使用しているランドセルを家庭で量ってみました。何キロあったと思いますか？その重さは、約 4.5kg ありました。この 4.5kg には、水筒、上靴、給食用白衣、体操服、水泳バッグなどの手荷物は含まれていません。休み明けには、これらの荷物がさらに加わります。これは一人の児童の一例ではありますが、周囲の保護者からも、「ランドセルが重いと子どもが訴えている」、「Chromebook を毎日持ち帰っているが、家庭ではほとんど使用していない」、「低学年だけでも学校で保管してほしい」といった声を多く聞いています。

日本家政学会誌（1999 年 50 巻 9 号）に掲載された、小学生の学習用具の携行方法と負荷に関する研究では、通学用かばんと学習用具を合わせた重量が体重に占める割合は、小学 1 年生で平均 14.8%、4 年生で 11.2%、6 年生で 9.0% とされており、低学年ほど、体重に対して重い荷物を持っていることが示されています。

【答 弁 者】

教育長

また、荷物の重量が増えるほど、肩や腰にかかる圧力が増し、立っている時だけでなく、歩いている時にも前傾姿勢が強くなることが確認されています。荷物が重くなると、児童は重心を保つために前かがみの姿勢を取るようになり、肩、首、背中、腰などへの身体的な負担が増すと考えられます。さらに、肩や腰の痛み、筋肉の疲労、歩行速度や足裏にかかる圧力、バランスなどに影響を及ぼす可能性も指摘されています。特に体格の小さい低学年児童は、同じ重さの荷物であっても、体重に占める割合が大きくなります。身体的な負担だけでなく、登下校時の安全への影響についても、慎重に捉える必要があります。

文部科学省による「児童生徒の携行品に係る配慮について」が2018年9月に通知され、教科書、教材、学用品、体育用品などが過重になることで、児童生徒の健やかな発達に影響が生じるおそれがあるとして、学校に対し、携行品の重さや量に配慮するよう求めています。

具体的には、家庭学習で使用しない教材を学校に置くことや、学期末などに持ち帰る物を計画的に分散することなどが示されています。また、一人一台端末を家庭へ持ち帰る際にも、端末の重量によって身体への負担が増すことから、児童生徒の発達段階や、他の携行品を含めた全体の重さに配慮するよう示されています。少なくとも小学校1、2年生については、家庭学習で使うことがあらかじめ決まっている日に限ってChromebookを持ち帰り、それ以外の日には学校で保管することを基本とするなど、発達段階や体格に応じた運用ができるのではないのでしょうか。

一人一台端末は、子どもたちの学びを豊かにするために導入されたものです。その運用によって、児童の身体的負担や登下校時の危険が増すことは避けなければならないと考えます。

以上を踏まえ、以下伺います。

質問1 市内小学校において、児童が通学時に持ち運ぶランドセル及び手荷物の重さや量について、これまで実態調査を行ったことがあるか。また、児童や保護者から「荷物が重い」、「肩や腰が痛い」、「両手がふさがり危険である」といった声を、どの程度把握しているか伺います。

質問2 今回導入されたChromebook本体及び充電器等を含めた持ち運び時の重さは、これまで使用していたタブレット端末と比較して、どの程度増加したのか。また、端末の選定に当たり、

低学年児童の身体的負担や登下校時の安全性をどのように考慮したのか伺います。

質問3 市内小学校におけるChromebookの学年別の持ち帰り頻度、家庭学習での使用内容及び使用状況を把握しているか。また、家庭で使用しない日も含めて、原則として毎日持ち帰らせている理由を伺います。

質問4 教科書、教材、学用品等を学校に置いて帰る、いわゆる「置き勉」の実施状況と、Chromebookの持ち帰りを含めた各学校、学年ごとの運用の違いはあるのか伺います。

質問5 端末を持ち帰ることによる学習上の効果だけでなく、ランドセルや手荷物の重量増加による身体的負担、複数の手荷物によって両手がふさがることによる転倒や交通事故の危険性など、児童の健康面及び安全面への影響について、どのように認識しているのか伺います。

質問6 小学校1、2年生については、家庭学習で使うことがあらかじめ決まっている日に限ってChromebookを持ち帰り、それ以外の日は学校で保管することを基本とするなど、発達段階や体格に応じた運用へ見直す考えはないか伺います。

質問7 児童の携行品の重量や量について、学年別、学校別の実態調査や児童・保護者へのアンケートを実施し、その結果を基に、Chromebookの持ち帰り、置き勉、荷物の分散などを含む「児童の通学時における荷物の負担軽減に関する共通方針」を定める考えはないか伺います。

質 問 者：松 永 晴 香

質問事項 2：児童生徒の命を守る学校の熱中症対策について

【質問要旨】

近年、夏の暑さは一層厳しさを増しており、学校生活における熱中症対策は、児童生徒の健康管理にとどまらず、命を守るための重要な安全対策となっています。文部科学省は、熱中症警戒アラートの有無だけで判断するのではなく、児童生徒が実際に活動する場所で暑さ指数、いわゆるWBGTを測定し、その状況に応じて水分補給や休息、活動の短縮や中止を判断するよう求めています。

本市において、体育館への空調設備の設置が進められていることは、児童生徒の安全を守るとともに、災害時の避難所環境の改善にもつながる重要な取組であり、大変心強く感じています。

また、厳しい暑さの中で、日々、児童生徒の体調に気を配りながら対応してくださっている教職員の皆様にも、感謝を申し上げます。しかし、学校で一日を過ごした後の下校時や、水泳授業、部活動など、空調設備だけでは対応が難しい場面もあります。そのため、校内の環境整備に加え、学校生活全体を通じた熱中症対策を検討する必要があります。その一つが、水分補給の環境です。児童生徒が家庭から持参した水筒の中身が、下校時には空になっていることがあります。また、学校によっては給水機が設置されていても、衛生上の理由などから、水筒への補充を認めていないところもあると聞いています。下校時間は一日の中でも気温が高くなる時間帯であり、飲み物を持たずに徒歩で帰宅することは、熱中症の危険を高めることにもつながります。しかし、大きな水筒や複数の水筒を家庭から持たせることは、児童の通学時の荷物をさらに重くすることにもなります。家庭だけに対応を求めるのではなく、飲み物がなくなった場合には、学校で補充してから下校できる環境が必要ではないでしょうか。

また、日傘やネッククーラー、保冷剤などを使用して登校する児童もいますが、下校時には冷却効果が失われています。静岡県内では、焼津市・藤枝市そして今年度からは静岡市・島田市が全小学校に保冷剤用冷凍庫を設置し、下校時にも使用できる仕組みを整えています。本市においても、通学距離の長い学校や希望する学校をモデル校として、冷却用品を保冷できる設備を整えることは必要ではないでしょうか。

また、熱中症はプールにおいても発生する危険があります。気

【答 弁 者】

教育長

温や水温だけでなく、暑さ指数やプールサイドの環境も確認し、水泳授業の中止、短縮、休憩を判断する共通基準が必要だと考えます。

中学校の部活動においても、気温が高くなる放課後に、長時間かつ高い運動強度で行われる場合があります。大会や練習試合などの学校外の会場を含め、誰が暑さ指数を測定し、誰が活動の中止や短縮を判断するのかを明確にしなければなりません。今後、部活動の地域展開が進んだ場合にも、生徒の安全に切れ目が生じることがあってはなりません。地域クラブ活動における熱中症対策、救急要請、保護者への連絡、指導者研修、緊急連絡先の共有、AEDや保険の取扱いなど、安全管理の責任と対応を実施前に明確にする必要があると考えます。

私自身、次男が中学3年生の時、学校で熱中症により倒れた経験があります。当初は保健室から病院へ連れて行くよう連絡を受けましたが、その約5分後には急速に顔色が悪くなり、保護者の到着を待たずに救急車を要請するとの連絡がありました。先生方が容体の変化を見逃さず、迅速に判断してくださったことに、心から感謝しています。同時に、熱中症は短時間で急激に重症化する可能性があることを実感しました。児童生徒の命を守るためには、養護教諭や管理職が不在の場合、学校外での部活動や地域クラブ活動中であっても、現場にいる教職員や指導者が迷わず身体の冷却と救急要請を行える体制が必要です。学校、登下校、水泳授業、部活動、地域クラブ活動までを一体的に捉え、予防から発症時の救急対応まで、学校や指導者によって差が生じない熱中症対策を構築することを求め、以下質問いたします。

質問1 市内小中学校における過去5年間の熱中症及び熱中症が疑われる事案の発生件数と、医療機関の受診及び救急搬送に至った件数を伺います。また、各学校では暑さ指数をどのように測定し、活動の中止や短縮を判断しているか伺います。

質問2 各学校における給水環境と、水筒への補充及び塩分補給に関する運用を伺います。また、下校前に水筒へ補充できるようにするとともに、保護者が必要と判断した児童生徒による塩分タブレット等の持参及び摂取を認める考えはあるか伺います。

質問3 日傘やネッククーラー等の使用状況を伺います。また、

藤枝市・島田市などの取組を参考に、冷却用品を下校時まで保冷できる冷蔵庫又は冷凍庫を、設置する考えはないか伺います。

質問 4 水泳授業について、気温、水温、暑さ指数及びプールサイドの環境をどのように確認し、実施や中止を判断しているか。また、市内共通の判断基準を定めているか伺います。

質問 5 中学校の部活動では、大会や練習試合を含め、暑さ指数の測定、活動の中止・短縮、水分・塩分補給、休息及び身体の冷却について、誰が判断しているか。また、市内共通の安全管理基準を定めているか伺います。

質問 6 部活動の地域展開に当たり、熱中症対策、応急処置、救急要請及び保護者への連絡について、誰が責任を持って判断し対応するのか。また、指導者研修、健康情報の共有、AED、冷却設備及び保険を含む安全管理体制を、実施前に整備する考えはないか伺います。

質問 7 学校で熱中症が疑われる児童生徒が発生した場合の応急処置、身体の冷却、保護者への連絡及び救急要請の判断基準を伺います。また、養護教諭や管理職が不在の場合でも教職員が迷わず対応できるよう、共通マニュアルの整備と研修を行っているか伺います。

質 問 者：石 井 祐 太	
質問事項１：ＩＣＴ教育の検証と今後の運用について	
【質問要旨】 令和元年12月に国からＧＩＧＡスクール構想が示され、本市においても令和３年度から市内小中学校の児童生徒に一人一台端末が整備されました。現在はＧＩＧＡスクール構想第２期、いわゆるＮＥＸＴ　ＧＩＧＡとして、ｉＰａｄからChromebookへの端末更新が進められています。 第１期の約５年間を経て、ＩＣＴは特別なものではなく、児童生徒が学ぶための道具の一つとして定着してきました。情報を調べる、資料を作る、互いの考えを共有する、共同で作業するなど、ＩＣＴだからこそ広がった学びもあり、これまでの取組によって得られた成果については適切に評価していく必要があります。 一方で、実際に使い続けてきたからこそ見えてきた課題もあります。端末の持ち帰りによる通学時の負担や家庭での利用、視力や姿勢など健康面への配慮、文字を書く機会、紙とデジタルの使い分け、学校や教員による活用方法の違いなどです。今回、市内小中学校の保護者を対象に私が独自に実施したアンケートにおいても、ＩＣＴ教育への期待がある一方、こうした運用面について様々な意見が寄せられました。 私は、こうした課題があるからＩＣＴの利用を減らし、従来の紙中心の教育に戻せばよいとは考えていません。逆に、ＩＣＴを活用すること自体が目的となり、何でもデジタルに置き換えればよいとも考えていません。大切なのは、何を使うかではなく、子どもたちにどのような力を身につけてもらうのか、そのために何を使うことが最も適しているのかという視点です。 本市では、第２次菊川市教育大綱や教育振興基本計画において、デジタル学習基盤を活用した学びの質の向上を掲げています。また、情報教育活用スキル段階表を作成し、学校訪問、教員研修、ＩＣＴ推進委員会、各種利用データなど、ＩＣＴ教育を推進し、その成果や課題を確認するための仕組みも設けています。ＮＥＸＴ　ＧＩＧＡへの移行は、単に端末を新しくするだけではなく、第１期で何ができ、何ができなかったのかを検証し、これからの本市のＩＣＴ教育を考える機会にすべきです。 今回伺いたいのは、学校や教員の創意工夫を制限し、ＩＣＴの活用方法を一律に定めることではありません。学校の裁量を尊重することと、市として教育の方向性を示すことは、相反するもの	【答 弁 者】 教育長

ではないと考えます。菊川市として児童生徒にどのような教育や学習機会を共通して保障するのか、その実現方法として学校や教員の裁量をどこまで尊重するのか、そして、その実現状況を教育委員会がどのように検証し、必要な支援や改善につなげていくのか。この三者の関係をNEXT GIGAへの移行を機会に明確にする必要があると考え、以下質問します。

質問1 令和3年度から現在までのGIGAスクール構想第1期について、教育委員会では、児童生徒の学びや情報活用能力、教員によるICT活用、学校での活用状況などについて、どのような成果が得られ、どのような課題が残ったと評価しているのか。また、その成果と課題を、現在進めているNEXT GIGAにおける端末更新、教員研修、授業改善、家庭学習、学校支援などへどのように反映しているのか伺います。

質問2 第2次菊川市教育大綱、教育振興基本計画及び情報教育活用スキル段階表を踏まえ、教育委員会として、ICTを活用することにより菊川市の児童生徒にどのような力を身につけさせ、どのような学びを実現することを目指しているのか。また、市内の児童生徒に共通して保障すべき教育や学習機会をどのように捉え、その実現に当たり教育委員会が担う事項と、学校長や教員の創意工夫に委ねる事項をどのように整理しているのか伺います。

質問3 教育振興基本計画における成果指標、情報教育活用スキル段階表、ICTサービスの利用状況や学習履歴、児童生徒アンケート、教員のICT活用状況、学校訪問などの情報を、教育委員会ではどのように組み合わせ、市全体及び各学校におけるICT教育の成果と課題を把握しているのか。また、学校や教員の創意工夫として尊重すべき違いと、児童生徒の学習機会や情報活用能力の習得に影響するため支援や改善が必要となる違いをどのように捉え、教育委員会として検証し、その結果を学校への支援や助言、教員研修及び施策の改善につなげているのか伺います。

質問4 端末を家庭へ持ち帰ることには、家庭学習や災害・臨時休業時における学習機会の確保など一定の意義がある一方、保護者からは、家庭で使用しない日にも持ち帰ることや、教科書、

学用品、水筒などと合わせた通学時の負担について見直しを求める意見も寄せられています。教育委員会では、現在の日常的な端末の持ち帰りをどのような教育的目的に基づいて行っているのか。また、家庭での実際の利用状況、児童生徒の発達段階、学習内容、通学時の携行品の負担等を踏まえ、必要な日に持ち帰ることや学校で保管することなど、学校の実情に応じて柔軟に運用することは可能であるのか伺います。

質問 5 ICTには情報検索、共同編集、意見共有など、デジタルを活用することで教育効果を高められる場面がある一方、漢字を書くこと、計算過程を残すこと、自分の考えを文章として表現することなど、紙や手書きによって育成される力もあると考えます。保護者からも、文字を書く機会の減少や紙とデジタルの使い分けを求める意見が寄せられています。教育委員会では、ICTを活用することが適した学習と、紙や手書きによる学習が適したものについて、育成する資質や能力についてどのように捉えているのか。また、予定表や宿題等の連絡を含め、デジタル化すること自体が目的となり、児童生徒や家庭の利便性を低下させることがないよう、どのような考え方で運用し、必要に応じて学校への助言や改善を行っているのか伺います。

質問 6 保護者からは、視力低下、姿勢、利用時間など、端末利用による健康への影響を懸念する意見が寄せられています。教育委員会では、視力、姿勢、画面との距離、連続利用時間、休憩、家庭での利用、睡眠への影響などについて、学校及び家庭へどのような指導や情報提供を行っているのか。また、こうした指導を行うことにとどまらず、児童生徒の健康状態や端末の利用状況をどのように把握し、その結果を必要に応じてICT活用方法や端末運用の改善へ反映しているのか伺います。

質問 7 本市には、教育大綱、教育振興基本計画、情報教育活用スキル段階表、ICT推進委員会、学校訪問、教員研修、各種利用データ、児童生徒アンケート、自己点検・評価など、ICT教育を推進し検証する仕組みが既にあります。NEXT GIGAへの移行を機会として、菊川市として児童生徒に共通して保障する教育や学習機会、学校や教員の裁量に委ねる事項、教育委員会による成果の検証と学校への支援・改善という三者の関係を整理し、教職員や保護者にも分かる形で、本市のIC

T教育の方向性として示していく考えはあるのか伺います。	
------------------------------------	--

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 1：交通安全の推進について	
【質問要旨】 近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあり、ピーク時の平成16年は日本全国で95万2,720件でしたが、令和7年には28万7,236件となり、死者数も1948年以降で最少ということです。交通事故が減少している理由については、自動ブレーキや車線を逸脱しそうになった場合の警告、誤発進の抑制機能などの「自動車の安全性能の向上」、飲酒運転の厳罰化やながら運転に対する規制の強化及び高齢ドライバー対策の強化などの「交通ルールの厳格化」、さらに、信号機の設置、道路幅員の拡大、歩道やガードレールの整備、交差点改良などの「道路環境の整備」が考えられています。 近年の交通事故の傾向としては、令和7年に発生した自動車・自動二輪車・一般原動機付自転車の交通事故において、最も過失が重い第1当事者に認められる法令違反は、安全運転義務違反で全体の68.4%を占めており、その内訳としては、徐行や一時停止をしても、確認が不十分で相手を見落とししたり、発見が遅れたりして事故に至る「安全不確認」が30.6%、進行方向から目を離して運転する「脇見運転」は12%、相手を認識しているにもかかわらず、その動きへの注意を怠り事故に至る「動静不注意」は9%、前方は見ているものの、注意力が散漫な状態で運転する「漫然運転」は8.6%となっており、多くの事案では運転手が周囲の状況に十分な注意を払っていないことが主原因となっています。また、81.7%が市街地で発生しており、その中でも交差点内又は交差点付近で発生した事故が50%を占めていることや、事故類型では車両相互の事故は82.2%、人対車両の事故は13.5%、車両単独の事故は4.3%となっています。人口10万人当たりの発生件数は1位群馬県481.2件、2位静岡県468.1件で最少の鳥取県103.2件と比べると大変多い状況となっています。 このような近年の状況を踏まえ、菊川市において不幸で痛ましい事故を減少させ、安全安心で住みやすい菊川市になることを願い、以下質問します。 質問 1 近年の当市における事故発生状況について、件数や年齢、事故類型などについて伺います。また、近年の特徴などあれば併せて伺います。	【答 弁 者】 市 長 教育長

質問 2 第11次菊川市交通安全計画について、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、目標として「令和7年度末までに交通事故による年間死者数1人以下、人身事故発生件数260件以下」の達成を目指すと言われていましたが、達成状況を伺います。また、令和8年度からの計画や目標についても伺います。

質問 3 通学路における児童・生徒の関係した事故発生状況や交通安全教育の実施状況について伺います。また、ホームページに「通学路の点検」における各小学校の通学路点検マップが掲載されており、『自動車の運転者をはじめ、地域の皆さんが通学路点検マップの「どんなところを危険と感じているのか」など、地域での交通安全活動に役立ててください』と言及されているが、ホームページ以外でどのように周知を行っているのか伺います。

質問 4 平川地区において7月に交通事故があり、亡くなられた方がいました。その後も同じ場所で事故が発生していましたが、今回の死亡事故を受けての対応状況について伺います。

質問 5 交差点や横断歩道などで視認性を高めて事故発生を抑制させる交通安全設備について、横断歩道の歩道側に設置をして横断歩道の位置を示すだけではなく、歩行者に対して足元から注意を促す「スマート埋込信号灯」、横断歩道の車道側に設置してドライバーが横断歩道を遠くから視認できる効果や、自動車の速度抑制に効果がある「スマート安全道路鋸」、横断歩道の歩道側四隅に設置して視認性を高める「スマート照明ボラード」というものがあり、管理がしやすいソーラー式のものや、発光させる時間帯の選択ができるもの、昼間でも活用がされていくものが開発されており、従来の対策に加えて導入の検討を進めていくべきと考えますが見解を伺います。

質問 6 生活道路などで、通勤・通学時などにスピードを出して走行している車両があり、歩行者や登下校中の児童・生徒に危険を生じさせています。このような事象の対策のために、ドライバーに段差や障害物があるように錯覚させるトリックアートは、減速や一時停止を促す効果があるとされており有用ではないかと考察いたします。ただし、場所や設計によって効果の大

きさが異なることや、他の安全対策と組み合わせて設計することが重要との指摘もありますが、日常的にスピードが出されている生活道路や危険箇所などに試験導入していくことも必要と考えており、見解について伺います。

質問 7 自転車のヘルメットの着用について、令和 5 年 4 月に改正道路交通法が施行され、全年齢で自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。着用率の全国平均は 2 割程度とされており、令和 7 年 6 月に警視庁が全国で実施した調査の結果では、静岡県を着用率は 9.9%と前年より 3.2 ポイント低下して全国的にも下位となっています。自転車事故死者の致命傷は頭部が 6 割で、ヘルメットをかぶっていない場合は致死率が約 2 倍という報告もあります。このような状況の中、当市における着用率及び対策について伺います。

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項２：リニア中央新幹線工事の当市に関する事項について	
【質問要旨】 令和８年７月18日にリニア中央新幹線の静岡工区着工に向け、静岡県とＪＲ東海は着工に必要な自然環境保全協定の締結をしました。県による実質的な着工容認とされており、秋にも工事が行われる可能性があり、静岡工区の工事は10年以上かかるとされています。協定ではＪＲ東海が工事に際し、トンネルの掘削で流出する湧き水の全量が大井川に戻すことや、南アルプスの生態系の保存など、環境対策を実施することが明記され、着工後に不測の事態が起きた場合は工事を止め、原因を調査して県に報告することも盛り込まれています。その後、８月７日に県は工事に必要な河川法の許可を出したと発表があり、市が所管する盛土規正法などの許可に向けた手続も進んでいる状況となっています。 また、この工事の着工を巡り、大井川流域10市町は７月18日にＪＲ東海と地域振興に向けた確認書を交わしました。両者が協力して、地元経済の発展や地域振興につながる取組を推進すると掲げられています。 以上のような動きがある中、菊川市において影響があると考えられる事項として、工事による大井川の水質及び水量への懸念及び地域振興に向けた確認書の取扱いについて質問します。 質問１ 工事による水質への懸念について、菊川市は大井川の水により農業用水・工業用水・水道用水のほとんどを依存しており、何かあった時の市民の生活への影響が大きくなることが懸念・心配されています。この点について以下の質問をします。 (1) 導水路トンネル及び先進坑・本坑のトンネル掘削工事において、椹島にて、濁りの除去及びＰＨや自然由来の重金属などの処理を行う「濁水処理設備」、さらに濁りを低減させる「砂濾過装置」の設置をして、トンネル内に湧き出た水等を処理して大井川に戻すとされていますが、突発湧水などが発生し、設備の処理能力を超えてしまう場合などの対策については確認を行っているのか伺います。また、このような方法での事業者の対策は十分であるのか見解を伺います。 (2) 静岡工区におけるトンネル発生土について、静岡工区全体で	【答 弁 者】 市 長

約370万m³の量が生じると想定されており、大井川の上流域に6か所の発生土置き場に盛土して対応することとなっています。トンネル発生土には、一部に自然由来の重金属等含有土及び酸性土が含まれている可能性があるものを「要対策土」と呼んでおり、約5～7万m³の発生が予測されています。この「要対策土」については二重の遮水シートにより封じ込め処理を行い、盛土施工時にこの土に触れた雨水は水質を調査・処理を行うとされていますが、この点について懸念はないのか見解を伺います。

(3) 通常土の発生土置き場の水質管理について、発生する雨水等は沈砂池等により濁度を低減させただけで、大井川に流すとされていますが、通常土にも多少の重金属や酸性土が含まれるのではないかと懸念があり、JR東海の説明資料「大井川の水を守るために」のイラストでは沈砂池のみの記載となっており、処理施設も必要となるのではないかと考えますが見解を伺います。

(4) 上記以外に市として水質について懸念している事項があれば伺います。

質問2 工事における水量減少への懸念について、菊川市では特に農業において水が多く必要となる時期があると考えられ、このような時に工事による水資源への影響をなくす、又は少なくする対策や要請はされているのか伺います。また、工事の影響や世界的な気候変動による水の減少に備える対応策の一つとして、水の使用を減少させ、さらにはメタンガスの発生を削減できるコメの「乾田栽培」の研究も進めていくべきと考えますが見解を伺います。

質問3 地域振興に向けた確認書の取扱いについて、以下の点について質問します。

(1) 報道によるアンケートでは各市町の様々な意見が掲載されていました。各市町が個々に対応していくべきという意見や流域全体で考えるべきなどの意見がありましたが、今後の地域振興の進め方について当市としてどのように考えているのか見解を伺います。また、地域振興の予算の規模や期間についてJR東

海に希望することはあるのかについても伺います。

(2) 長谷川市長のアンケート回答では、交通弱者増加の解決に向けた仕組みづくり及びＪＲ路線とつながっている各種鉄道と空港などを絡めた国内外の周遊創出の観光振興となっていました
が、具体的な内容があれば伺います。

(3) 地域振興についての議論の前に、水資源への不安の減少を図ることも必要と考えています。一つには、工事によって何かしらの想定外の事態が発生したときに、すぐに予算を充て対策や補償を進める体制を取っておくことが必要であり、緊急時対策用の県や流城市町で使用判断のできる基金を事業者によって創設しておくことが、より流域住民にとって安心に寄与する
と考えており、このような基金創設についてＪＲ東海に求めていくことはできないか見解を伺います。

また、水資源を増やす取組として、地下水の調査を行い、水利減少時の活用可能性の検討なども進めていくべきと考えますが見解を伺います。

質 問 者：渡 辺 修	
質問事項１：環境保全型農業の推進による菊川農業ブランド力向上について	
【質問要旨】 菊川市の基幹産業である農業は、農業者の高齢化や担い手不足に加え、肥料・燃料・農業資材価格の高騰など、依然として多くの課題を抱えています。 一方、本市を代表する茶業を取り巻く市場環境には大きな変化が生じています。長年にわたり荒茶価格の低迷が茶業経営の大きな課題となってきましたが、昨秋以降、世界的な抹茶需要の拡大や原料茶の需給変化などを背景として荒茶価格が急激に上昇し、これまでとは異なる局面を迎えています。 こうした価格上昇は茶業者の経営改善につながることを期待される一方、現在の需要や価格水準が今後も継続するかは不透明です。現在の好機を一時的な価格上昇に終わらせず、菊川茶そのものの価値を高め、持続的に収益を確保できる産地づくりにつなげていく視点が重要であると考えます。 そのような中、国は「みどりの食料システム戦略」を推進し、化学肥料や化学農薬の使用低減、有機農業、緑肥施用、総合防除（ＩＰＭ）などの取組を支援する環境保全型農業直接支払交付金制度を実施しています。 環境保全型農業は、地球温暖化対策や生物多様性保全に寄与するだけでなく、環境意識や安全・安心志向が高まる国内外の市場において、農産物の付加価値向上やブランド化につながる可能性があります。特に海外需要が拡大している茶業において、環境に配慮した生産方法を菊川茶の新たな価値として発信することは、今後の産地戦略の一つになり得ると考えます。 一方、本市において環境保全型農業直接支払交付金を活用している団体は、菊川有機茶研究会及び月の丘環境保全型農業推進協議会の２団体と承知しております。月の丘環境保全型農業推進協議会では水稻、ブロッコリー、茶など複数品目で取り組まれていますが、本市全体の農業規模から見れば限定的であり、制度活用の拡大や取組成果の横展開が課題であると考えます。 また、環境保全型農業は、単に化学肥料を有機肥料に置き換えればよいものではありません。有機肥料であっても過剰な施用は、窒素流出や地下水への影響、温室効果ガスの発生など環境負荷につながる可能性があります。土壌診断に基づく適正施肥や養分管理によって、実質的な環境負荷低減につなげることが重要です。	【答 弁 者】 市 長

さらに、J-クレジット制度など環境への取組を新たな価値や収益につなげる仕組みも広がりつつあります。茶を取り巻く市場環境が大きく変化している今こそ、環境保全型農業を単なる補助制度としてではなく、菊川茶や市内農産物のブランド力向上、販路拡大、農業所得の向上につなげる戦略的な取組として位置付ける必要があると考えます。

以上の背景と問題意識を踏まえ、以下の点について市の考えを伺います。

質問 1 本市において環境保全型農業直接支払交付金を活用している団体は現在 2 団体と承知しておりますが、市として現在の取組状況をどのように評価しているか。また、市内農業全体に占める割合や位置付けについてどのように認識しているか伺います。

質問 2 菊川有機茶研究会及び月の丘環境保全型農業推進協議会の取組について、市はどのような成果が上がっていると分析しているか。また、環境負荷低減、品質向上、販売促進及び所得向上の面でどのように評価しているか伺います。

質問 3 環境保全型農業直接支払交付金制度について、本市では活用団体数が限定的な状況にあります。その要因をどのように分析しているか。また、制度利用拡大に向けた課題と今後の取組について伺います。

質問 4 本市の基幹産業である茶業において、荒茶価格や国内外の需要環境が大きく変化する中、草生栽培、緑肥施用、総合防除（I P M）など環境保全型農業の取組を、品質向上や生産コスト削減に加え、菊川茶の付加価値向上につなげる可能性について、市はどのように認識しているか伺います。

質問 5 環境保全型農業では化学肥料の使用削減が要件となっておりますが、有機肥料であっても過剰施肥は窒素流出や地下水への影響など環境負荷につながる可能性があります。本市では環境保全型農業の推進に当たり、土壌診断や施肥設計に基づく適正施肥及び養分管理をどのように位置付けているか伺います。

質問6 環境保全型農業に取り組む農業者や団体に対し、市独自の支援制度、技術支援、販路開拓支援及びブランド化支援について今後どのように取り組んでいく考えか伺います。

質問7 世界的な抹茶需要の拡大などにより茶を取り巻く市場環境が変化している中、この好機を一時的な価格上昇に終わらせることなく、環境保全型農業を活用した菊川茶及び市内農産物のブランド力向上や販路拡大につなげていく考えについて伺います。

質問8 国が推進する「みどりの食料システム戦略」、オーガニックビレッジ、J-クレジット制度等の動向を踏まえ、本市として環境保全型農業を今後の農業振興施策の中にどのように位置付けていく考えか伺います。

質 問 者 ： 渡 辺 修	
質問事項 2 ： 「日本茶」の G I 登録による「G I 深蒸し菊川茶」への影響について	
【質問要旨】 令和 5 年 3 月 31 日、本市を代表する「深蒸し菊川茶」は、農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に登録されました。登録番号は第 130 号であり、静岡県内のお茶として初めての G I 登録となりました。深蒸し茶発祥の地として長年培われてきた歴史や製法、品質と地域との結び付きが国から認められたものであり、菊川茶のブランド価値を高める大きな成果であったと認識しています。 この登録に至るまでには、菊川市茶業協会をはじめ、生産者や茶業関係者による長期間にわたる準備と多くの労力がありました。生産方法や品質基準を明確にし、地域固有の農産物としてその価値を証明した上で取得した G I は、単なる認証ではなく、深蒸し菊川茶を他産地の茶と差別化し、その名称と価値を守っていくための重要な知的財産であると考えます。 しかし、令和 8 年 7 月 10 日、農林水産省は「日本茶」を新たに G I 登録しました。登録番号は第 179 号で、生産地を「日本国」とする、全国を対象とした G I です。海外における日本茶の知的財産保護や模倣品対策、輸出拡大などを目的としており、日本茶全体のブランド価値を守るという国の考え方については理解するところです。 一方で、深蒸し菊川茶の G I 取得に取り組んできた地域や生産者の立場から見れば、手放しで歓迎できることばかりではありません。地域固有の歴史、製法、品質を証明し、多くの時間と労力を費やして G I を取得したわずか 3 年余り後に、「日本茶」そのものが G I として登録されたことに対し、これまでの努力や先行して取得したことの優位性は今後どうなるのかという疑問や不安を抱く茶業関係者もいます。 制度上、「日本茶」の G I と「深蒸し菊川茶」の G I は、それぞれ異なる生産基準や保護対象を持つものであり、深蒸し菊川茶の G I としての法的な保護が失われるものではありません。また、日本茶全体の海外での評価や知名度が高まることが、深蒸し菊川茶にとっても利益となる可能性があることは理解しています。 しかし、問題は制度上の権利だけではなく、消費者から見たブランドとしての G I の価値です。これまで深蒸し菊川茶は、「国から G I 登録を受けた茶」であること自体が一つの付加価値であり、	【答 弁 者】 市 長

他産地との差別化にもつながってきました。今後、日本各地の茶に「日本茶」のG Iマークが広く表示されるようになれば、一般消費者にとって「日本茶G I」と「深蒸し菊川茶G I」の違いが分かりにくくなり、「G Iであること」そのものの希少性や識別力が相対的に低下することも懸念されます。

特に、地域が先行して大きな労力をかけてG Iを取得した後に、より広い範囲を対象とするG Iが設定されることで、先行した地域G Iの価値が埋没するようなことがあれば、今後、地域ブランドの確立に取り組もうとする生産者の意欲にも影響しかねません。

日本茶全体を守るという国の政策と、地域が努力して築いてきた固有のブランドを守ることは、本来両立されるべきものです。

「日本茶」のG I登録が、深蒸し菊川茶のG I取得の価値を薄めるのではなく、むしろその価値をさらに高めるものとなるためには、地域G Iを取得している産地として、その影響を冷静に検証し、必要な対応を取っていくことが重要であると考えます。

以上の認識を踏まえ、以下の点について市の考えを伺います。

質問1 令和8年7月10日に「日本茶」がG I登録されたことにより、今後、全国の日本茶にG Iマークが広く使用されるようになれば、一般消費者にとって「日本茶G I」と「深蒸し菊川茶G I」の違いが分かりにくくなり、これまで深蒸し菊川茶が持っていた「G I登録茶」としての希少性や識別力が相対的に低下することも懸念されます。市は、「日本茶」のG I登録が深蒸し菊川茶のブランド価値や他産地との差別化に与える影響をどのように認識しているか伺います。また、深蒸し茶発祥の地としての歴史や独自の製法、品質など、全国を対象とする「日本茶G I」にはない地域G Iとしての価値を今後どのように明確に伝え、ブランドの埋没を防いでいく考えか伺います。

質問2 「深蒸し菊川茶」は、関係者が多くの時間と労力をかけ、静岡県内のお茶として初めてG Iを取得しました。そのわずか3年余り後に日本国全体を生産地とする「日本茶」がG I登録されたことについて、深蒸し菊川茶のG I取得に尽力してきた生産者や茶業関係者の受け止めや懸念を、市として把握しているか伺います。

質問3 国が日本茶全体のブランド保護を進める一方で、先行し

て地域G I を取得した産地の価値や優位性が損なわれないことも重要です。「日本茶G I」の運用による深蒸し菊川茶への影響を今後検証するとともに、必要に応じて県や国に対し、地域G I の価値が十分に維持されるための情報発信や制度運用上の配慮を求めていく考えがあるか伺います。	
---	--

質 問 者 ： 渡 辺 修	
質問事項３：株式会社全東信の破産に伴う市内事業者への影響把握と対応について	
【質問要旨】 近年、キャッシュレス決済が急速に普及し、飲食店をはじめとする中小・小規模事業者にとって重要な決済手段となる一方、決済代行事業者の経営状況が加盟店の資金繰りに影響する新たなリスクも生じています。 令和８年７月、クレジットカード決済代行事業などを全国で展開していた株式会社全東信が破産手続開始決定を受けました。同社は、加盟店のクレジットカード売上代金を早期に支払うサービスなどを展開しており、破産に伴い、決済サービスの停止や売上代金が入金されない事態が発生しています。 報道等によれば、影響を受けた店舗は全国で約２万店、未払いとなった売上代金は５０億円を超える規模に及ぶ可能性があると考えられています。この規模から考えれば、人口約４万５千人の本市においても、影響を受けた事業者が存在する可能性は否定できません。 特に中小・小規模事業者にとって、予定されていた売上代金が入金されないことは、事業者自身の経営に問題がなくても、突然の資金繰り悪化につながる可能性があります。 こうした状況を踏まえ、市内事業者への影響を把握し、必要に応じて商工会や金融機関等と連携して支援につなげることが重要であると考え、以下の点について伺います。 質問１ 株式会社全東信の破産に伴い、売上代金の未入金、決済サービスの停止などの影響を受けた市内事業者が存在するか、市として情報を把握しているか伺います。また、菊川市商工会や金融機関などに寄せられている相談について、情報共有を行っているか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項 1：リニア中央新幹線工事による水問題について	
【質問要旨】 3月5日の一般質問以降、リニア中央新幹線静岡工区の工事の問題について進展がありましたので、その後の状況について質問いたします。 3月26日県有識者会議専門部会での3分野28項目すべての対話が完了しました。ＪＲ東海は５月から６月にかけて県民に対する説明会を開きました。参加者は1,137人にとどまりましたが、同社は7月1日、説明会により県民の理解が進んだと県に報告しました。そして7日に鈴木知事が静岡工区の着工容認を表明し、18日に県とＪＲ東海はリニア中央新幹線静岡工区着工の前提となる自然環境保全協定及び「リニア建設と地域振興に関する基本合意書」を締結しました。流域10市町も同日付で自然環境保全措置や地域振興に関する確認書をＪＲ東海と結びました。 これに対して、リニア中央新幹線の工事に反対する市民団体は、工事を容認しないように求める総数5万筆を上回る署名を提出し、知事が容認を表明した後は「県民の理解は得られていない」、「着工の容認は撤回すべき」とする抗議の声明を発表しました。私たち日本共産党も、7月17日、鈴木知事に対して、リニア中央新幹線静岡工区の工事着工「容認」に抗議し撤回を求める申入れを行いました。 川勝前知事はリニア中央新幹線の工事に反対する住民の集会にメッセージを送り、「風呂の栓を抜けば水位が下がるのと同じように、トンネルを掘れば、頂上付近の水位は下がり、付近に生息している生物種の生きるのに必要な水を奪い、命を奪います」、「トンネル掘削で、水位が下がるだけでなく、流量は減り、無数の水脈が破壊され、水質は悪化します。何ひとつ！南アルプスのためになりません」、「トンネル工事は、南アルプスには、『百害あって一利』なしです」と計画の見直しを強く求めています。 なお、6月30日、ＪＲ東海から菊川市議会への説明もありましたが、質問は議長による代表質問のみで時間も制限されたもので、十分な説明だったとはいえません。 以上の経過を踏まえ、以下について質問します。 質問 1 菊川市内でも6月10日と13日の2日間、リニア中央新幹線工事の環境保全措置やモニタリング計画に関するＪＲ東海の	【答 弁 者】 市 長

説明会が開催され、参加者は延べ126人でした。しかし、オープンハウス形式という来場者個々に説明する方法で、専門的な内容について知識のない参加者には十分な理解が得られるものではありませんでした。今回の工事容認について、市民の理解と合意が得られたと考えられるか伺います。

質問2 リニア中央新幹線の南アルプストンネル工事の土被りは最大1,400mで、破碎された岩の間に大量の水が縦に溜まっている断層破碎帯をくり抜く難工事です。(資料1：静岡県「リニア中央新幹線建設の環境影響に係る県とJR東海の対話の状況(概要版)」2023年12月19日2P、3P) JR東海は当初今回の工事によって毎秒2トンの減水が生じるとしていました。毎秒2トンは大井川流域7市約62万人に静岡県大井川広域水道企業団が供給する上水道量よりもはるかに多い水量です。しかし、毎秒2トンという数字もJR東海は現地の正確な調査をしていないため、地層が異なる山梨県側のデータをもとに予測しているだけです。工事着工を容認する前に、山梨県境や破碎帯で、水の透過する速度を示す透水係数の実測値を把握して再度水収支解析を行う必要があったのではないかと伺います。

質問3 JR東海は吹付けコンクリート、防水シート、覆工コンクリート、薬液注入により湧水低減策を図ることで毎秒2トンの減水を止めるとしています。リニアの工事中止を求める裁判で証言したトンネル工事の専門家はこのJRの対策に疑問を表明しています。水を抜いてから掘るのがトンネル工事の基本であり、水を確保することとトンネル工事を進めることは相反すると指摘しています。菊川市でも全国のトンネル工事に携わった専門家がトンネル工事とそのリスクについて同様の指摘をし、市長にも進言されているのではないかと思います。トンネル工事に伴う大量湧水の可能性について、どのように考えているか伺います。

質問4 川勝前知事が指摘するように、JR東海の予測でも、榎島(さわらじま)より上流では徐々に地下水位が低下し300m以上の水位低下が見込まれています。(資料2：第6回リニア中央新幹線静岡工区有識者会議配付資料4「水収支解析について(JR東海資料)」67P、68Pより抜粋) 実際はこれ以上ではないかとも言われています。JR東海は減少する大井川の水量をトン

ネル内の湧き水で補給するとしていますが、地下水位の低下で、補給するトンネル湧水も減少するのではないのでしょうか。将来にわたって大井川の水量と水質が確保され则认为られるか伺います。

質問5 静岡県とJR東海が自然環境保全協定と「リニア建設と地域振興に関する基本合意書」を締結した7月18日、菊川市を含む流域10市町が結んだ「リニア中央新幹線（静岡工区）に関する確認書」には、「流域の経済発展や地域振興に資する取組について、それぞれの役割分担のもと、継続的な対話を通じて、ともに連携・協力して推進する」とあります。「流域の経済発展や地域振興に資する取組」とは具体的にどのようなことを想定しているのか伺います。

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項２：中部電力による浜岡原発再稼働審査におけるデータ不正について	
【質問要旨】 中部電力のデータ不正についても、３月５日の一般質問以降、新たな問題が次々と発覚していますので、その後の状況を踏まえて質問いたします。 経済産業大臣と原子力規制委員会から出されていた報告徴収命令を受けて、３月３１日、中部電力は報告書を提出しました。 報告書の中で、中部電力は、耐震設計の目安となる「基準地震動」を策定する過程で用いた地震動２２５ケースのうち少なくとも１０８ケースを規制委員会に伝えたのと異なる手法で作成したことを明らかにしました。さらに７７ケースについても追加調査が必要としています。また、不正は遅くとも２０１２年ごろから行われ、２０１８年以降内部で問題視される指摘があったが改められなかったことも明らかにしました。しかし、動機や原因などの経緯、関わった社員の範囲、人数などは明らかになっていません。全容解明にはほど遠い内容と言わざるをえません。また、正規な方法で策定された場合の基準地震動は確認できていないとしています。会長、社長を含む社内の責任についても不明確です。 ７月には、原子力規制委員会が外部通報を受けて不正の有無を確認するために中部電力への聴き取りを始めた昨年５月以降も、中部電力が意図的なデータの組み替えをしていたことが明らかになりました。また、その時期にデータを意図的に操作していた社員は２０１８、１９年ごろの地震動策定時の社員とは異なり、不正の手法が長年、組織内で継承されていた可能性が浮上しました。また、複数の部署が不正に関与し、不正が組織的だったこともわかりました。（資料３：第１８回原子力規制委員会資料「代表波の主な選定手順」２０２６年７月１日）規制委員会では上層部、経営層の関与についてもしっかり調査するよう指示がありました。規制委員会の山中委員長は「倫理観の欠如が集団で起きていたのではないか」、「許しがたい」と強く非難し、赤沢経済産業大臣も「誠に遺憾で、あってはならない。厳正に対処する」と述べました。 さらに、２０１１年の福島事故以前からデータを操作していた疑いがあるという報道もありました。 ７月末には、今回のデータ不正を調べるために中部電力が設置した「第三者委員会」が日弁連による第三者委員会ガイドラインに完全には準拠していないことがわかり、名称が「調査委員会」	【答 弁 者】 市 長

に変わりました。もともと利害関係者が含まれているのではないかという指摘もあり、中立・公正な調査と客観的な事実認定ができるのか疑問が持たれます。

なお、中部電力から菊川市民への説明は3月11日から30日まで市内11会場で行われ、菊川市議会への説明は3月25日に行われました。燃料プールに6,542体の使用済核燃料が保管されており、1、2号機の廃炉で発生した低レベル放射性廃棄物の処分先も未定のままです。不正の経緯や責任も明らかになっておらず、引き続き市民への説明が必要です。

以上の経過を踏まえ、以下について質問します。

質問1 3月31日に中部電力が提出した報告書について、どのように評価しているか伺います。

質問2 原子力規制委員会が中部電力への聴き取りを始めた昨年5月以降も、中部電力が意図的なデータの組み替えをしていたことについて、どのように受け止めているか伺います。

質問3 基準地震動の改ざんは、2009年の駿河湾地震により、5号機で想定を上回る揺れを観測したことを契機に、追加の耐震策を回避する目的で始まった可能性があるという報道がありました。また、報告書では、2018年5月の審査会合において、内陸地殻内地震のうちA-17断層による地震を選定し、地震発生層の深さも8kmから浅く設定するよう指摘があったことで、適当な代表波が選定できなかったために意図的な不正を行うようになったとしています。(資料3：第18回原子力規制委員会資料「代表波の主な選定手順」2026年7月1日) いずれも実際に起きた地震や想定される地震の揺れをもとに計算した結果が会社にとって都合が悪い数値だったので改ざんしたというもので、住民の命と暮らしより会社の都合を優先するもので到底容認できないと思います。基準地震動改ざんの経緯について市長の見解を伺います。

質問4 中部電力は申請を取り下げ、浜岡原発の再稼働を断念すべきではないか」という前回の私の質問に対して、市長は、原子力規制委員会が検査を実施して事実確認を行っており、中部電力が第三者委員会を立ち上げ、事実関係の検証や原因の調査などが実施されている状況の中、再稼働に対して見解を述べる

段階ではないという答弁でした。私は住民の安全よりも自社の都合を優先させるような行為が平然と組織的に行われ、上層部もそれを見過ごす、または加担するような会社に原子力事業者としての資格はなく再稼働を断念して原子力事業から撤退すべきだと思いますが、中部電力の調査報告書などを踏まえ、改めて市長の見解を伺います。

質 問 者：奥 野 寿 夫	
質問事項 3：会計年度任用職員の処遇改善について	
【質問要旨】 この問題は昨年12月の一般質問、今年2月の議案質疑でも強く改善を求めてきたところであり、今回の質問の趣旨も同じです。 8月7日、人事院は国会と内閣に対して、国家公務員の月例給を平均15,056円（3.51%）引き上げるよう勧告しました。一時金は、0.05月を期末・勤勉手当で等分に引き上げるとしました。非常勤職員については報告の中で「常勤職員との権衡（けんこう）を考慮」するよう指針を発出しているとし、厚生労働省「同一労働同一賃金ガイドライン」を踏まえた扶養・住居手当支給にも触れました。また、常勤・非常勤ともに取得できる、理由を問わない新たな無給休暇制度について勧告しました。 今回の引き上げは、引き続く物価高騰の中で民間賃金水準にも及ばない極めて不十分な内容ではありますが、公務と民間の実態と運動を反映したものでもあります。 年末に向けて、国などの動向も見ながら、菊川市としても人事院勧告を中心とした職員の給与改定の検討に入るものと思います。 例年だと、一般職の常勤職員と再任用職員については、12月議会に給与条例改正案が上程され、可決後4月に遡及して差額支給が行われます。 しかし、菊川市では会計年度任用職員の給与条例改正は翌年となり、適用は翌年度からで4月まで遡及しての差額支給も行われていません。今年のように月額平均3.51%という改定率では常勤職員と会計年度任用職員との格差は広がる一方です。 会計年度任用職員の給与月額も菊川市が独自に決めたもので、国家公務員俸給表をもとにした常勤職員の給与月額を下回る金額になっています。 これは、「常勤職員との権衡（けんこう）を考慮」するよう求めた人事院の報告にも、総務省の会計年度任用職員に関する事務処理マニュアルにも反するもので、会計年度任用職員が菊川市政で果たしている日ごろの努力に対して敬意を欠いた対応です。地方交付税交付金は、4月に遡及して改定することを前提に計算されており、財源はあるはずです。ほかに流用すべきではありません。 そこで、以下について質問します。	【答 弁 者】 市 長

質問 1 総務省の事務処理マニュアル、また県下他市のように、基本給は任期の定めのない常勤職員の給料表にあわせた金額で、12月に改定する考えはないか伺います。

質問 2 総務省の事務処理マニュアル、また県下他市のように、今年の会計年度任用職員の給与改定を常勤職員と同様に 4 月まで遡及する考えがないか伺います。

質問 3 個別の事例になりますが、菊川市には地区センターやコミュニティセンターの施設が13か所あり、1 人の事務長が会計年度任用職員として常駐しています。他市では複数の職員がいることもありますが、菊川市では 1 人のため、施設の管理だけでなく、地区やコミュニティ協議会の行事など大変な負担となっています。地区センターの事務長でコミュニティ協議会の事務局を兼ねる場合など、手当の支給が考えられないか伺います。

質 問 者：本 田 高 一	
質問事項 1：部活動の地域展開と地域スポーツ・文化活動の未来について	
【質問要旨】 中学校部活動の地域展開は、単に学校の運動部や文化部を地域のクラブ・団体へ移すことではなく、これまで学校や教職員が担ってきた指導、大会・コンクール等の運営、安全管理などを、今後、地域全体でどのように支えていくのかという、子どもたちのスポーツ・文化活動の環境そのものを再構築する取組であると考え。これまで中学校体育連盟、いわゆる中体連や、中学校文化連盟、いわゆる中文連をはじめ、学校や教職員が部活動や大会、コンクール等を支えてきたが、地域展開を進めるに当たっては、教職員の働き方改革も踏まえ、その役割や関係を整理するとともに、地域クラブへの移行、大会等の運営、人材や財源の確保について具体的に検討していく必要がある。 また、地域展開後は、学校教育課だけではなく、社会教育課、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、各競技団体、文化・芸術関係団体、既存の地域クラブ・団体など、多くの組織や人材が関わることになる。そのため、指導者の善意や負担だけに依存するのではなく、活動を支える事務局機能や適切な対価を含め、次の世代へ引き継ぐことのできる持続可能な仕組みを構築することが重要である。 さらに、部活動の地域展開を中学校期だけの制度変更として捉えるのではなく、これを契機として、子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しみ、地域とのつながりを持ち続けることのできる環境づくりへとつなげていく視点も必要であると考え。そのためには、行政が枠組みをつくり地域に協力を求めるだけではなく、行政と地域の関係団体、指導者等がそれぞれの強みを活かし、ともに考え、ともに支える体制を構築することが重要である。 そこで、部活動の地域展開を契機として、子どもたちの活動機会を守るとともに、将来にわたりスポーツ・文化活動を地域全体で支える持続可能な体制をどのように構築していくのか、以下について伺う。 質問 1 部活動の地域展開における中体連・中文連と教育委員会の関わりについて 中体連・中文連については、教職員を中心とした自主的な活動	【答 弁 者】 教育長

であり、教育委員会が直接関与することが難しいとの説明がされることがある。しかし、実際には多くの教職員が部活動の顧問や大会、コンクール等の運営を担っており、中体連・中文連の活動は教職員の働き方にも大きく関わっている。

また、部活動の地域展開を進める上では、これまで学校部活動を支えてきた中体連・中文連との連携や役割の整理は避けて通れないと考える。そこで、教育委員会は中体連・中文連をどのような組織として捉え、教職員の働き方改革も踏まえ、今回の部活動の地域展開においてどのように関わり、連携していく考えか伺う。

質問2 合同部活動から地域クラブへの移行について

現在、地域の指導者が確保できていない一部の種目では、市内中学校による合同部活動が行われ、教職員が指導を担っている。合同部活動は、生徒の活動機会を確保するための現在の対応として必要である一方、休日の部活動を地域へ展開していくためには、将来的に地域の指導者へ引き継いでいく必要がある。令和10年度の地域展開を見据え、現在の合同部活動をどのような工程で地域クラブへ移行し、必要となる地域指導者をどのように確保・育成していく考えか、具体的な計画と見通しを伺う。

質問3 地域展開後の大会・コンクール等を支える人員と財源について

これまで中学生の大会やコンクール等は、中体連・中文連をはじめ、多くの教職員の協力によって運営されてきた。学校部活動の地域展開が進み、教職員がこれまでと同様に大会等の運営を担うことが難しくなった場合、その運営を誰が担うのかという人的な課題と、運営に必要な財源をどのように確保するのかという課題が生じる。今後、大会やコンクール等の企画・運営をどの組織が担い、必要となる人材をどのように確保する考えか。

また、会場費、運営費、人件費などを含め、必要となる財源を誰が負担し、どのように確保していく考えか伺う。

質問4 地域展開後の子どもたちの大会・コンクール等の機会について

部活動の地域展開に伴い、中体連・中文連がこれまで担ってきた大会やコンクール等についても、今後その在り方が変わることが考えられる。しかし、制度や運営主体が変わることによって、子どもたちが日頃の活動の成果を発揮する大会、コンクール、発

表会等の機会を失うことがあってはならない。今後、中体連・中文連が担ってきた大会やコンクール等を継続していくのか。また、従来の形での継続が難しい場合には、それに代わる新たな大会、コンクール、発表会等をどのように考えているのか。部活動の地域展開後も、子どもたちが目標を持って活動し、その成果を発揮できる機会をどのように確保していく考えか伺う。

質問 5 地域クラブ・団体を支える事務局・中間支援組織について

部活動の地域展開では、既存の地域クラブ・団体を活かすことが重要である。一方、中学生を受け入れるためには、技術指導だけでなく、会計、参加者管理、安全管理、保険、コンプライアンス、ガバナンス、保護者対応など、様々なマネジメント業務が必要となる。これらを指導者に委ねることは大きな負担となり、中学生の受入れをためらう要因にもなり得ることから、指導者が本来の役割である指導に専念できる環境を整える必要があると考える。そのため、スポーツ・文化活動を問わず、複数のクラブ・団体を横断してマネジメント業務を担い、指導者を支える事務局又は中間支援組織が必要ではないか。

また、既存クラブ・団体に中学生の受入れを求める際には、指導者と事務局の役割分担や支援体制を明確にし、丁寧に説明した上で協力を求めることが重要であると考え、市の見解を伺う。

質問 6 持続可能な地域クラブと指導者への適切な対価について

菊川市には、これまでボランティアとして、子どもたちのために長年にわたりスポーツや文化活動の指導を続けてきた多くの地域指導者がおり、その思いや活動は大切にすべき地域の財産であると考え。一方、部活動の地域展開を一時的なものではなく、将来にわたり持続可能な仕組みとするためには、現在の指導者の善意や無償の活動だけに依存するのではなく、次の世代の指導者へ活動を引き継いでいける環境を整えることも必要である。そのためには、受益者負担の考え方も含め、必要な参加費等を設定し、指導者にもその専門性や活動に見合った適切な対価が支払われる仕組みをつくるのが、持続可能な地域クラブの運営につながると考える。行政が新たなクラブや指導者を確保することを考えるだけでなく、まずは既存のクラブ・団体や指導者に対し、これまでのボランティア精神を尊重しながらも、次世代へ活動をつなぐための持続可能なクラブ運営の考え方や、適切な対価を得ること

の必要性について丁寧に説明し、ともに考えていくことが重要ではないか。市の見解を伺う。

質問 7 生涯にわたってスポーツ・文化活動に親しむ環境づくりについて

これまでのスポーツ活動は、幼少期にはスポーツ少年団、少年期には学校部活動、壮年期以降には健康づくりや社会参加を目的とした活動など、年代ごとにそれぞれの枠組みの中で捉えられる傾向があった。しかし、スポーツや文化活動は特定の年代だけのものではなく、子どもから高齢者まで、生涯にわたって継続して関わることが、心身の健康や生きがい、地域とのつながり、豊かな生活につながるものとする。部活動の地域展開についても、単に中学校期の活動を学校から地域へ移すだけではなく、これを契機として、子どもたちが学校を卒業した後も地域のクラブ・団体とつながり、生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむことのできる環境を構築していく視点が重要ではないか。そのためには、学校教育と社会教育、健康づくり、地域づくりなどを年代や所管ごとに分けて考えるのではなく、生涯を通じた一つの流れとして捉え、関係部署や地域団体が連携して取り組む必要があると考える。市は、今回の部活動の地域展開を、生涯にわたってスポーツ・文化活動との関わりを切らさない地域づくりにつなげるため、どのような将来像を描き、どのような体制を構築していく考えか伺う。

質問 8 地域団体との「協力」から「パートナーシップ」への転換について

部活動の地域展開を持続可能なものとするためには、行政が枠組みを決め、その運営を地域のクラブ・団体や指導者に依頼するだけでは十分ではない。地域で活動するクラブ、競技団体、文化・芸術関係団体等には、行政や学校にはない経験や専門性、ネットワーク、現場だからこそ分かる課題がある。そのため、行政が計画をつくって地域に協力を求めるだけでなく、制度設計の段階から地域の関係者が参画し、行政と地域がそれぞれの強みを活かしながら、ともに枠組みをつくることが重要であるとする。行政には、市民にサービスを提供する役割に加え、地域の多様な人材や団体をつなぎ、それぞれの力を引き出しながら、地域とともに課題解決の仕組みをつくる「コーディネーター」としての役割も、今後ますます重要になるのではないかと考える。部活動の地域展開におい

ても、行政と地域団体が「依頼する側・される側」ではなく、対等なパートナーとして、ともに子どもたちのスポーツ・文化活動の環境をつくっていくことが重要であると考えているが、市の見解を伺う。	
---	--

質 問 者：東 和 子	
質問事項1：防災庁発足と菊川市地域防災計画の対応について	
【質問要旨】 近年全国各地で激甚化・頻発化する自然災害により、多くの尊い人命が脅かされています。 2025年国土交通省国土技術政策総合研究所の土木技術資料5月号では、静岡大学防災総合センター・牛山素行教授が掲載文の中で、「2024年9月21日、能登半島地震災害からの復旧・復興途上にあった能登半島北部が記録的な豪雨に見舞われた。」、「近年『複合災害』という言葉がやや安易に用いられているように感じている。」、「今回の能登での豪雨災害はまさに『複合災害』と言うべきものと感じられ、大変厳しい事態が生じてしまったと考えている。」と述べられています。 令和7年12月26日に政府が閣議決定した「防災立国の推進に向けた基本方針」は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火などの国難級災害の切迫や、近年の激甚化する風水害に備え、人命・人権を最優先とする「防災立国」の実現を目指す基本方針となります。 最大の柱は、平時からの「事前防災」から発災時の初期対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織が「防災庁」として発足されることです。 防災庁は、昭和36年11月に制定された災害対策基本法第2条の2の災害対策の基本理念にのっとり、国民の生命・身体の保護を最優先に、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を通じて、安全・安心、持続可能で豊かな社会を実現することを目指す新たな行政組織で、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としています。 菊川市においても、地域防災計画の第2章災害予防計画の総則に、「この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。」と記載されています。それにより、毎年地域防災計画を防災会議において修正していると考えます。 そこで、以下質問いたします。	【答 弁 者】 市 長 教育長

質問１ 令和７年度菊川市地域防災計画では、前年度からの修正部分がどのようにされているか伺います。また令和８年度地域防災計画では、防災庁の担う具体的な事務がいくつか出されていますが、どのような事務を検討し、公表していくか伺います。

質問２ 菊川市地域防災計画の地震対策編に災害応急対策用施設等の整備とありますが、配水池の耐震化と管路の整備計画について伺います。

また、菊川市防災資機材備蓄計画では、大規模災害に備えて、食料、飲料水及び生活必需品等の防災資機材を一定量備蓄しているとのことですが、避難所生活を余儀なくされている被災者は、自宅の片付け等で手洗いをしたり、避難所のトイレでの水使用と、避難所の衛生管理も含め、学校プールの水をろ過しての水利用が必要と考えます。すでに、六郷小学校のプールでは、ろ過設備が整っており災害時には、その水は飲料水としても使用できるとのことですが、災害時の健康被害の防止にとっても役立つと考えます。市内でも老朽化している学校プールがありますが、今後、学校プール建設予定時には、六郷小学校のプールのよう、ろ過システムの導入があるか伺います。また、学校プール建設を予定していない、学校プールでの、手洗いやトイレの水使用のためのろ過システム導入計画があるか伺います。

質問３ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握する、としています。その協定・届出避難所とはどのような施設ですか、また対象者を伺います。

質問４ 令和８年５月２９日に中央防災会議会長（高市早苗内閣総理大臣）より「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」の通達が出されました。この中で、避難所の確保について、「災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場およびホテル・旅館等と協定を締結するなど・平時から避難所等の確保に務めること。」とされています。

また、地域防災計画「避難所の開設」の中では、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り避

難所を開設する、と記載されています。その中で国や独立行政法人が所有する研修施設の場所によっては、被災者が自宅の片付けをするのに不便であったり、今まで関係を培ってきたコミュニティから離れることへの不安があったりすると思われますが、こうしたことへの配慮はどのようになされているか伺います。

さらに、指定緊急避難場所として指定された公園、グラウンドなどがある地区を伺います。また車中泊避難用駐車場として対象になるのか、対象にならない場合には、市としてどのような場所を車中泊避難用駐車場として計画されているか伺います。

質問 5 令和 7 年 11 月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課より学校体育館への空調整備についての文書が出されました。その中で現状・課題として、「子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要性がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約 2 割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。」と記載されています。また、事業内容として、「学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、交付金を新設し、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。」としています。そこで、令和 6 年度補正予算の場合、国庫補助（1 / 2）「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」の活用が可能で、地方負担分 100% に充当でき、元利償還金への交付税措置率は 50%、実質地方負担は 25% となっています。また、令和 7 年度から体育館の空調設備のための光熱費について、新たに普通交付税措置が講じられます。

7 月 28 日に起きた令和 8 年熊本地震では、発災後に気温 35 度以上の猛暑日があり、昨今の夏場の暑さは体力の消耗も激しく被災者の健康が懸念されます。交付金を活用して市内の避難所である小中学校の空調整備が必要と考えます。令和 8 年度施政方針でも主要な取組として、各小中学校体育館への空調設置を進める、とされています。令和 8 年度は、小笠北小と六郷小に設置工事をされますが、加茂小と岳洋中は実施設計を行うとされています。それ以外の学校体育館の空調整備が急務と考えますが、未設置の小中学校の空調整備計画を伺います。

質問 6 罹災証明書・被災証明書の発行は、本庁での手続になりますが、令和 8 年熊本地震のように避難生活と連日の猛暑の中での申請手続は、被災者にとって非常に負担が大きいと考えます。被災者の負担軽減に繋げるため、本市ではマイナポータルでのオンライン申請の受付けもしているようですが、本庁舎自体が被害を受けることも考えられることから、状況によっては小笠支所での、罹災証明書や被災証明書の発行の手続も必要と考えますがその見解を伺います。また、それらの情報を市民に広く伝えるための検討がなされているか伺います。

質問 7 地域防災計画の中で不特定多数が利用する公的建物の整備とありますが、その中で中央公民館は行政機関として、とても重要な役割をもつ施設です。現在トイレの配管部分を接続しているゴムが経年劣化しているとのことで、トイレは、ライフラインの一つであり未然防災という意味でも早急な修繕が必要と考えますがその見解を伺います。

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：いじめ防止対策	
【質問要旨】 令和 7 年10月29日 文部科学省公表（令和 8 年 1 月16日 一部修正）の「令和 6 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」において、いじめ件数は前年度5.0%増の76万9,022件と、過去最多を記録したと発表されました。令和 2 年度に一時減少して以来、4 年連続で増加しています。これは「いじめ問題の積極的な認知が進んだ結果」であり肯定的に捉えるべきと認識しています。いじめ認知件数を減らすために隠蔽に走るより、積極的に認知して被害児童・生徒を一刻も早く守り、問題を解決すべきであるからです。 しかし、残念ながら積極的認知が必ずしもいじめの早期解決には繋がっていないようです。 先述した調査によれば、重大事態に発展した件数、暴力行為を伴ういじめの件数は共に増加して過去最多となっており、いじめの解消率は前年度1.4%減少していると報告されています。 静岡県内でも重大事態が発生しています。 焼津市では、2022年 9 月下旬にいじめを苦に女子生徒が自ら命を絶つ事案が発生し、昨年遺族が焼津市を提訴しました。女子生徒は4 月の転校直後からいじめを受けており、道徳の授業で提出したプリントにいじめを示唆する S O S を出していましたが、教諭らが適切な対応を取らなかったとのことです。焼津市は「学校側の対応が自死の原因と特定するのは困難」として争う構えを示しています。 また、伊東市においても、いじめの「重大事態」と認定された中学生が、その後別の少年から暴行や金銭要求のいじめを受け、2 度重大事態となるケースも報道されました。 菊川市が「菊川市いじめ防止等のための基本的な方針」で掲げているとおり、「いじめを許さない学校づくり」は大変重要です。先述した焼津市のように自死に至るケースは、被害者側に寄り添った対応が必要であり、伊東市の事例のように、暴力や金銭要求等の行為は「犯罪」とみなし決して許してはならないと考えます。 時に、いじめ加害児童・生徒に対しては、「いじめ加害者にも未来がある」として擁護する意見も聞かれますが、加害者の将来を考慮するあまり被害者の救済がなおざりにされ、不登校や最悪の場合自殺に至るケースが散見されます。諸外国では「いじめを経	【答 弁 者】 教育長

験した者は将来犯罪者になる可能性が非常に高い」として、早期に厳しい対応をとる必要性が指摘されています。当市においても、方針の中で掲げる4つの「共通認識」のとおり、厳しい対応をすべきです。併せて、欧米で研究が進められている「いじめられないための教育」を導入し、さらに、「いじめを許さない」「いじめの連鎖をつくらない」という姿勢を明確で強いものとして内外に示すために、条例の制定も検討すべきだと考えます。

菊川市内におけるいじめの積極的認知と早期発見を改めて徹底すると共に、認知したいじめを重大化させず、早期解決を図るための具体策について、以下のとおり質問、提案致します。

質問1 こどもたちには、「いじめは悪である」、「いじめは犯罪である」という規範意識を持たせることが重要と考えます。市の見解及び現在行っている規範意識醸成のための取組について伺います。

質問2 いじめを繰り返させないためには、自ら善悪を判断できる力を育てるとともに、社会生活を送る上で守るべき規範について明確に指導することが必要だと考えます。特に、暴力、金銭要求、脅迫、物を壊す、盗むなど、明らかに他者の生命、身体、財産、尊厳を侵害する行為については、単に子ども自身に考えさせるだけではなく、「してはならないこと」として明確に教え、指導する必要があると考えます。見解を伺います。

質問3 「菊川市いじめ防止等のための基本的な方針」では、「学校、家庭、地域が連携して子どもの命を守る」との方針が示されています。いじめはどの学校でもどの子にでも起こりうるものですが、学校におけるいじめ問題の克服は、学校の責務と考えます。いじめ問題解決は校長以下、教師の責務ととらえているのか、いじめ問題が起こった際の学校側の姿勢と教育委員会の認識を伺います。

質問4 いじめに対して毅然と対応するためには、事案の重大性に応じた加害児童・生徒への対応についても、あらかじめ考え方を明確にしておく必要があります。加害児童・生徒への対応や教員がいじめ行為に加担・黙認・隠蔽した場合等、万が一の事態に備え、児童・生徒の出席停止や厳重指導、教職員への懲戒、減給、担任交代等の処分規定を行うべきと考えますが、見

解を伺います。

質問5 「こえのもりしずおか」や、経過観察アプリの導入など、ネットやアプリを活用したいじめの把握について、見解及び現状を伺います。

質問6 令和8年3月19日の文科省通知には、いじめ問題に対する平時からの備えとして、学校いじめ防止基本方針の周知説明、取得メモの適切管理、文書保存、事案によっては警察への通報対象となる説明、などを行っている学校が90%前後にとどまることへの懸念が示されました。当市の状況を伺います。

質問7 学校設置者の取組状況については、保護者への直接説明体制整備、平時から関係機関との連携体制構築、重大事態の対応手順明確化と各学校への周知が、90%を下回ったと懸念しています。当市の取組状況を伺います。

質問8 「菊川市いじめ防止サミット」で「菊川市しあわせ宣言」がなされました。その後の働きかけや宣言の活用について、現状を伺います。

質問9 1987年5月、米国National School Safety Centerの主催により、ハーバード大学で「Schoolyard Bully Practicum」が開催され、いじめ問題に関する5つの中心的な考え方が示されました。その中では、いじめを子ども同士の正常な攻撃行動として容認する考え方を改めることや、早期の予防・介入の重要性などが示されています。また、海外では、いじめの被害を予防・軽減する観点から、児童・生徒の自己主張性（アサーティブネス）を高める教育についても研究されています。いじめの連鎖を断ち切るため、いじめられないための対策を行っていく必要があると考えますが、実現可能性を伺います。

質問10 青森県八戸市や大阪府寝屋川市など、各市町では、いじめ防止への強い決意をあらわし、その理念を明確にするためいじめ防止に関する条例を定めています。菊川市で重大事案が起こったことはないとの議会答弁もありましたが、今後決して重大事案を起こすことのないよう、市としての姿勢を明確にすることは重要だと考えます。いじめ防止に関する考えと、条例制

定の実現可能性を伺います。	
---------------	--

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 2：菊川市の茶業について	
【質問要旨】 8月18日に農林水産省が発表した2026年の一番茶生産量統計では、静岡県の荒茶生産量は前年比31.7%増の1万700トンと、鹿児島を抜き2年ぶりに全国1位となりました。海外需要が増していることによる茶価上昇に伴い、増産に転じたことなどが要因と考えられています。 一方、菊川市において戦略協定に基づく取引が可能となったものの、海外輸出は農薬規制や煩雑な事務手続、言語の壁等でハードルが高い状況が続いています。海外需要に応えるには有機茶栽培が求められますが、肥料や病害虫の対応等、有機転換も容易ではありません。企業や団体と連携するなど、市も協力しながら進めていく必要があると考えます。 また、県が進める静岡茶ブランディングプロジェクトなど、新たな販路開拓や高付加価値化に向けた動きが進む中で、菊川茶としての差別化が必要となることが想定されます。素人目線ながら菊川市の茶業者は、中小規模でもこだわりとプライドを持って茶栽培をおこなっている農家が多く、それぞれの畑の違いがそれぞれの魅力を醸し出していると感じます。こうした魅力ある中小規模農家を応援することも大切です。 これまで進めてきた、ビジネスコンテスト受賞者との連携や深蒸し菊川茶のブランド力向上などのさらなる進展を図ると共に、菊川茶の販路拡大、ブランディング及び茶業者への支援について、現状と今後の展望を伺います。 質問 1 戦略協定締結以降、諸外国から茶の取引について問い合わせがあると聞いています。ターゲティングを行っていく上で、現在の問い合わせ状況、及び輸出に関する現状を伺います。 質問 2 ビジネスコンテスト受賞者について、菊川市内でイベントを開催したり、連携して事業を計画したりと動きを見せてくれる企業がある一方で、進展が見受けられない受賞者が懸念されます。ビジネスコンテスト受賞者との連携について、取組状況を伺います。 質問 3 こだわりを持っていいお茶をつくる茶業者の中には、近	【答 弁 者】 市 長

年の物価高や燃料費高騰で苦しい経営状況が続いている人もいます。機械更新や燃料費補助に関して、市の見解を伺います。

質問４ 掛川市原泉地区では菌根菌を活用した有機茶栽培の実験を行い、肥料削減効果が見られたとの報告もあります。菌根菌を活用した早生桐やクロマツ等の植樹が市内外で進められていますが、関連企業や団体と連携し、微生物の働きを利用した有機茶栽培の実験を行うことについて市の見解を伺います。

質問５ 静岡茶ブランディングプロジェクトが進行中ですが、菊川市との連携状況及び菊川茶をブランディングしていく考えについて伺います。

質問６ 茶をめぐる情勢によれば、リーフ需要は下落しているものの購入先に変化が見られており、通信販売やスーパーが増加していると言います。通信販売を念頭に、菊川茶のブランディングを進めると共に、それぞれの茶業者がこだわりを持って作るお茶の風味の特徴をＰＲすることも重要と考えますが、イメージの統一化と個の商品の差別化について見解を伺います。

質問７ 市は、各農家や農業経営体の自主努力を第一とし、ブランディングやＰＲ戦略、企業と農家のマッチングの際のつなぎ役を担うなど、下支えをすることが大切であると考えます。市の見解と共に、これまで５年にわたり質問してきたＰＲ施策やマッチングの推進について、取組状況を伺います。

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 3：こども・若者施策について	
【質問要旨】 菊川市は全国に先駆けて「こども・若者参画宣言」を行い、こども・若者が自ら考え、行動し、まちづくりに参画できる環境づくりを進めてきました。若者が地域の中で「やってみたい」と思ったことに挑戦し、その活動を行政や地域の大人が支えることは、単に若者の活動機会を増やすだけではなく、菊川市への愛着や誇りを育み、将来にわたって地域に関わる人材を育てることにもつながる良い取組であると考えます。 こども・若者参画協議会の発足から3年が経過する今、制度を設ける段階から、若者の主体的な活動をいかに育て、継続的なまちづくりにつなげていくかを考える段階に来ていると感じます。 これまでの取組によってどのような成果や課題が見えてきたのか、こども・若者参画支援交付金の活用状況や若者団体との関わり、制度の周知、今後の支援の在り方について以下のとおり伺います。 質問 1 こども・若者参画支援交付金の活用に関し、当初予算では80万円の見込みとなっていますが、団体の活用状況について伺います。また、制度の運用に伴い、若者の声を聴いているかも併せて伺います。 質問 2 交付金の対象経費となる活動時の飲み物や料理教室などの食材費には、4時間未満の活動の場合は120円以内、4時間以上の場合は240円以内という制限がついています。物価高を加味して緩和が必要と考えますが、制限の根拠について伺います。また、緩和の実現可能性も併せて伺います。 質問 3 交付金利用団体の活動報告会の際など、市の職員が直接団体の若者と交流し、活動で困っていることや市の力が必要なこと、また行政サイドからのアドバイスを受ける機会があっても良いのではないのでしょうか。若者団体とのかかわりについて現状、及び見解を伺います。 質問 4 菊川市が若者を応援するまちだということを、知らない若者も多いようです。市内小中学校・高校への周知の働きかけ	【答 弁 者】 市 長

や、市内在住で市外の高校に通う学生にも伝える必要があると
考えますが、周知について見解を伺います。

質問 5 この一般質問を作成するにあたり、お話を伺った団体代
表の学生からは、「菊川市が好きで、菊川市の人が好き。活動を
応援してもらえたりするし、知らない方にも話しかけられて応
援の言葉をもらった。励みになるし、活動でかかわる子供たち
が喜んでくれるのもうれしい。」とのコメントをもらいました。
「やりたい」をサポートして、誰かのやりたい気持ちが展開し
やすい協力体制は、誇るべきだと思います。郷土愛の醸成と地
域の大人の元気を育むためにも、本事業は推進して頂きたいと
思いますが、展望を伺います。

質 問 者：藤 原 万 起 子	
質問事項1：次期男女共同参画プランの策定に向けて	
【質問要旨】 誰もが性別にかかわらず、自分らしく生き、能力や個性を発揮できる社会を実現することは、これからのまちづくりにおいて重要なテーマの一つです。 一方で、世の中には「今さら男女共同参画なのか」、「もう男女平等は当たり前ではないか」という声もあります。 確かに、以前と比べれば、女性の社会進出は進み、男性が家事や育児に関わることも当たり前になりつつあります。しかし、果たして私たちの暮らしや地域社会の中で、本当に性別による思い込みや役割分担はなくなったのでしょうか。 菊川市では、令和4年3月に「第4次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、「誰もが多様性を認め合い、自分らしく輝くまち 菊川」を目指して、さまざまな取組を進めています。計画期間は令和8年度までであり、今まさに、これまでの取組を振り返り、次期計画の策定を考える重要な時期を迎えています。 令和7年度の進捗状況を見ると、98事業のうち96事業が計画どおり実施されており、事業そのものは着実に進められています。 一方で、成果指標のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを受けた人の割合、障がいのある人が安心して暮らしていけるまちだと思える人の割合や、活動指標の5大がん検診の受診者数など、目標に達していない項目も見受けられます。 ここから見えてくるのは、「事業を実施したか」だけではなく、「その取組によって、市民の意識や行動、そして暮らしが実際にどう変わったのか」という成果を検証することの重要性だと思います。 また、令和7年度の男女共同参画に関する市民アンケートでは、学校教育では男女が平等であるという意識が比較的高い一方、家庭、地域、職場、政治・行政の場では、依然として男性が優遇されていると感じる市民が多く、理想とする役割分担と現実との間にも隔たりが見られます。 さらに、市民からは、防災や地域活動への女性の参画、子どもの頃からの男女平等教育の充実など、さまざまな意見が寄せられています。 こうした結果を見ると、男女共同参画は決して「今さら」のテーマではなく、むしろ社会の変化とともに、その意味や課題が変	【答 弁 者】 市 長 教育長

わってきているのではないのでしょうか。

例えば、災害時の避難所運営、地域活動の担い手不足、子育てや介護との両立、働き方、健康、さらには政治や行政への女性参画など、私たちの身近な課題の中に、男女共同参画の視点が求められる場面は数多くあります。

また、静岡県の第4次男女共同参画基本計画においても、アンコンシャス・バイアス、いわゆる「無意識の思い込み」の解消をはじめ、防災における男女共同参画、学校教育における男女平等教育、SRHRの視点に立った健康保持・増進など、時代の変化に対応した新たな課題が示されています。

男女共同参画とは、女性だけのための施策でも、男性と女性を単純に同じにすることでもありません。

性別によって「こうあるべき」と決めつけられることなく、一人ひとりが自分らしい生き方を選択でき、誰もが地域の中で役割を持ち、支え合いながら暮らしていける社会をつくることだと私は考えます。

だからこそ、「今さら男女共同参画」ではなく、「今だからこそ、これからの菊川市にどのような男女共同参画が必要なのか」を考えることが大切ではないかと思います。

次期計画の策定にあたっては、これまでの事業実施の積み重ねだけではなく、市民の意識や社会の変化を捉え、実際の行動や暮らしの変化につながる、より実効性のある計画としていくことが重要と思われます。

そこで、これまでの第4次プランの成果と課題をどのように検証し、市民の声や社会情勢の変化を次期計画にどのように反映させ、これからの菊川市に必要な男女共同参画をどのように進めていくのか、当市の考えを伺います。

質問1 現行の第4次菊川市男女共同参画プランについて、当市は事業実施状況と成果指標の達成状況をどのように総括しているのか。令和7年度の進捗状況から、特に、セクハラ・パワハラを受けた人の割合、5大がん検診受診者数、障がいのある人が安心して暮らしていけるまちだと思ふ人の割合など、中間目標に達していない指標について、その要因をどのように分析しているのか伺います。

質問2 令和7年度菊川市男女共同参画に関する市民アンケートでは、学校教育は68.2%が「平等」と回答し、最も平等感が高

い分野でしたが、それ以外の多くの分野では男性優遇感が強く示されています。この結果を当市はどのように受け止め、市民へ広めていくのか伺います。

質問3 同アンケートでは、10歳代の82.4%が学校教育を平等と認識し、また10歳代の90%以上が「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に反対しています。若い世代に生まれているこの意識変化について、教育現場としてどのように評価しているのか伺います。

質問4 現行の菊川市プランには、幼少期における意識啓発、家庭・学校・地域等における意識改革、人権の尊重、多様な性のあり方に対する理解が位置づけられています。教育部門として、学校現場での男女平等教育、多様な性への理解、進路選択における無意識の偏見の解消、教職員への研修などについてどのような取組をしているのか伺います。

質問5 静岡県の第4次男女共同参画基本計画では、学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実、多様なキャリア選択を可能にする教育、教職員の働き方における男女共同参画の推進が掲げられています。県の方向性を踏まえ、当市ではどのような取組につながると考えられるのか伺います。

質問6 令和7年度の市民アンケートでは、次期計画に反映すべき課題として、自治会や防災活動などの地域活動への女性参画が挙げられています。また現行の市プランでも「防災における男女共同参画の推進」が位置づけられています。当市は、防災分野における女性参画の現状をどのように認識し取り組んでいるのか伺います。

質問7 静岡県の第4次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進が掲げられ、市町防災会議の委員に占める女性割合を令和12年度までに30%とする方向性が示されています。菊川市における防災会議や自主防災組織、避難所運営体制における女性参画の現状と、実際に取り組まれている施策について伺います。

質問8 静岡県議会のふじのくに県民クラブの代表質問におい

て、アンコンシャス・バイアスの解消が男女共同参画社会の実現に向けた重要課題であると指摘しています。当市として、家庭、学校、地域、防災、職場、行政組織における無意識の思い込みや固定観念の状況をどのように把握しているのか伺います。

質問9 当市の現行計画には、SRHR リプロダクティブ・ヘルス／ライツいわゆる、性と生殖に関する健康と権利についての啓発が位置づけられており、静岡県の第4次計画ではSRHRの視点に立った健康保持・増進が独立した柱として示されています。当市は、若年層への正しい性の知識の普及、相談支援体制の充実についてどのような取組を実施しているのか伺います。

質問10 次期計画の策定に当たっては、若い世代、子育て世代、働く女性、男性、ひとり親、障がいのある人、外国人住民、性的マイノリティ当事者など、多様な市民の声をどのように反映させるのが重要です。審議会やパブリックコメントだけでなく、対話型の意見聴取、教育現場や地域活動、防災関係者からの意見聴取など不可欠だと思いますが見解を伺います。

質問11 現在、第5次男女共同参画プランの策定が進められていますが、第4次プランの目標達成状況や、アンケート調査の結果、静岡県の第4次男女共同参画基本計画の重点事業などを踏まえ、プランを単に引き継ぐのではなく、政策効果の高い内容に再設計する必要があると考えます。第5次プランについては、どのような構成にしていくのか、現在の策定状況について伺います。

質 問 者：藤 原 万 起 子	
質問事項２：未来を切り拓くアントレプレナーシップ教育について	
【質問要旨】 近年、「アントレプレナーシップ」という言葉が、教育や人材育成の分野で注目されています。 アントレプレナーシップは、一般的には「起業家精神」と訳されますが、私は、単に会社を立ち上げるための力ではないと考えています。 社会や地域の課題を、自ら考え、行動し、失敗から学びながら新しい価値を生み出していく力、そして、自分の人生や地域の未来を自ら切り拓いていく力であると捉えています。 実は、この考え方は、菊川市がこれまで大切にしてきたまちづくりの理念とも重なるのではないのでしょうか。 菊川市は、第１次菊川市総合計画において、「共に生きる」、「自らを拓く」、「未来へ歩む」という３つの基本理念を掲げました。 その中の「自らを拓く」では、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践し、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視しています。 これは、言葉こそ「アントレプレナーシップ」とは違いますが、「自ら考え、自ら行動し、新しいものを創り出していく」という、現在求められているアントレプレナーシップの考え方に通じるものがあると考えます。 そして、その理念を具体的な取組として形にした一つが、「菊川ジュニアビレッジ」だと思います。 菊川ジュニアビレッジは、平成28年度から始まり、小中学生がハーブの栽培、商品開発、販売開拓などに主体的に取り組み、農業を通じて地域やビジネスを学ぶ事業として展開されてきました。 単に農業を体験するだけではなく、生産し、商品を考え、販売するところまで子どもたち自身に関わるという、非常に実践的な人材育成の取組です。 まさにこの取組は「地域イノベーター人材育成事業」として位置付けられます。 つまり当市には、アントレプレナーシップという言葉が一般的になる以前から、その考え方を実践してきた土壌があるかと思います。 また、令和８年度からスタートした第３次菊川市総合計画では、	【答 弁 者】 市 長 教育長

「共に生きる」、「自らを拓く」、「未来へ歩む」という基本理念を引き継ぎ、「誰もが夢叶う 幸せ創生都市“菊川”」を将来像に掲げています。

その中では、地域産業の成長に向けて「挑戦する事業者への支援」を掲げるとともに、活気ある元気なまちのために活動する市民や若者、団体への支援も示されています。

そこで伺います。

質問 1 「自らを拓く」という当市の基本理念と、現在、教育や人材育成で注目されているアントレプレナーシップとの間に、どのような共通点があるか。

また、これまで菊川市が大切にしてきた「自らを拓く」という理念を、これからの時代において、子どもや若者の「挑戦する力」「課題を発見し解決する力」として、さらに発展させていく考えはあるのでしょうか。

質問 2 菊川ジュニアビレッジは、子どもたちが地域資源を活用し、自ら商品を考え、販売まで行うという、全国的に見ても特徴のある取組だと思います。

これまでの菊川ジュニアビレッジの取組によって、子どもたちのどのような力が育まれたと評価しているのでしょうか。

また、これまでの取組で得られた知見やノウハウを、ジュニアビレッジ参加者だけにとどめず、市内の小中学校や高校、さらには地域全体の人材育成に広げていく考えはありますか。

質問 3 これからの社会では、正解を覚える力だけではなく、正解のない課題に対して、自ら問いを立て、考え、行動する力が重要になると思います。子どもたちが地域の課題を見つけ、「菊川市をもっと良くするにはどうしたらいいか」、「この地域資源をどう活かせるか」、「こんな商品やサービスがあったら地域が元気になるのではないか」など考え、それを地域の企業や団体と一緒に実現していく。

こうした学びは、起業家を育てるだけではなく、将来どのような職業に就いても必要となる「自ら考え、行動する力」を育てることにつながると思います。

当市の小中学校において、地域課題を題材とした探究学習などを活用し、アントレプレナーシップを育む教育をさらに進めていく考えがあるか伺います。

質問4 子どもや若者から出されたアイデアを、「いい意見ですね」で終わらせないことが重要だと考えます。「こんなイベントをやってみたい」、「こんな商品を作ってみたい」、「菊川市のこんな課題を解決したい」という声があったときに、そのアイデアを地域企業や専門家、行政につなぎ、実際の活動につなげていく。大切なのは、「考える」から「やってみる」へ進む経験を子どもや若者に持ってもらふことだと思います。子どもや若者の「やってみたい」という思いを実際の地域活動や事業につなげる「チャレンジの場」を、産業支援センターや地域企業、商工会等と連携して創設する考えはあるか伺います。

質問5 当市では、子どもと企業・商店等とのコラボレーション企画などが多数あります。しかし、一過性のイベントや商品開発で終わらせるのではなく、継続的な学びや地域活動につなげる必要があると考えます。例えば、商品開発後に販売結果や消費者の反応を分析し、次の商品開発や事業改善につなげるなど、子どもたち自身が「実践→検証→改善」を経験できる仕組みを構築する考えはあるか。また、参加した子どもたちが次の世代の子どもたちを支える、企業・商店との関係を継続するなど、一つの取組を次の取組へつなげる仕組みを構築する考えはあるか伺います。

質 問 者 ： 黒 田 茂	
質問事項 1 ： 原子力災害時における要配慮者の避難	
【質問要旨】 2011年3月11日に発生した東日本大震災から15年が経過しました。この間、我が国では、地震や津波、風水害などの自然災害に対し、防災・減災のためのさまざまな対策が講じられてきました。 しかし、大規模災害はいつ、どこで発生するか分かりません。 本年7月末に発生した熊本県における災害においても、甚大な被害が発生しており、改めて災害への備えの重要性を認識させられたところであります。我が菊川市においても、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度7が想定されています。さらに、本市は浜岡原子力発電所に近接し、原子力災害対策重点区域であるUPZ圏内に位置しています。福島第一原子力発電所事故を経験した我が国において、原子力災害を決して他地域の出来事として考えることはできません。 菊川市においても「菊川市原子力災害広域避難計画」が策定され、広報菊川などを通じ、市民への周知が図られています。原子力災害が発生した場合には、市民一人ひとりの生命と安全を守り、「誰一人取り残さない避難」を実現することが、行政に課せられた重要な使命であると考えます。特に、高齢者、障がいのある方、要介護者、乳幼児など、原子力災害が発生した際に、自ら迅速に避難することが困難な「要配慮者」への対応は、一般の避難者以上に慎重な備えが必要です。 原子力災害が発生し、避難や屋内退避等の指示が出された場合、速やかに避難行動をとることが困難な要配慮者については、まず安全な環境を確保し、放射性物質による被ばくを可能な限り回避することが重要となります。そのための施設として、本市では、平成27年度に小笠南地区コミュニティセンター及び嶺田地区コミュニティセンターが放射線防護施設として位置付けられています。 これらの施設には、外部から放射性物質が侵入することを抑制するための陽圧浄化設備が整備されており、原子力災害時には、要配慮者の安全を確保する重要な役割を担うことになります。 しかしながら、いざという時に設備があるだけでは十分ではありません。実際に誰が設備を操作するのか。停電した場合にはどの程度の時間、設備を稼働できるのか。施設の収容能力は十分なのか。そして、要配慮者をいつ、どこへ、どのように次の避難先	【答 弁 者】 市 長

へ移動させるのか。こうした点について、平時から具体的に確認し、訓練しておく必要があります。また、他県の原子力発電所立地地域においては、病院を含む公共施設への陽圧浄化設備の整備について、その有効性や運用上の課題などを指摘する報道もあります。

そこで、本市の放射線防護施設について、設備そのものだけではなく、実際の災害時に要配慮者の生命を守ることができる実効性のある体制となっているのかという観点から、以下8点について伺います。

質問1 放射線防護施設の訓練体制について

本市では、年2回、放射線防護施設の稼働訓練が実施されていると承知しています。そこで、これまで実施された訓練について、参加者の内訳を伺います。併せて、訓練において、誰が訓練全体の指示・判断を行い、実際にフィルターの装着や陽圧浄化ユニットの操作、稼働コックの操作を誰が担当しているのか伺います。また、実際の災害時に担当する職員が、平時の訓練においても実際に操作する体制となっているのか伺います。さらに、放射線防護施設が所在する小笠南地区及び嶺田地区の住民に対し、訓練の実施についてどのような方法で周知しているのか、併せて伺います。

質問2 要配慮者の人数と施設の収容能力について

小笠南地区及び嶺田地区に居住する要配慮者について、市が把握している人数を伺います。併せて、小笠南地区コミュニティセンター及び嶺田地区コミュニティセンターについて、それぞれ要配慮者を何人まで受け入れることが可能なのか、対応可能人数を伺います。要配慮者の人数に対し、放射線防護施設の収容能力が十分に確保されているのか、市の認識を伺います。

質問3 空調設備と施設内の差圧について

放射線防護施設の稼働訓練を実施する際、施設内に設置されている室内循環型エアコンは、通常どおり作動させた状態で訓練を行っているのか伺います。また、エアコンを作動させた場合、放射線防護設備の稼働前後で、施設内外の差圧計の数値に変化が生じるのか伺います。陽圧浄化設備は施設内を外部より高い圧力に保つことによって、外部からの放射性物質の侵入を抑制する設備であることから、空調設備の運転状況が適正な陽圧の維持に影響

しないのか、確認する必要があると考えます。さらに、差圧が変化した場合、それが施設内で過ごす要配慮者の身体的負担となり、体調不良につながる可能性について、市はどのように認識しているのか伺います。

質問4 陽圧浄化設備の性能について

小笠南地区コミュニティセンター及び嶺田地区コミュニティセンターに設置されている陽圧浄化設備について伺います。それぞれの施設について、陽圧浄化ユニットのメーカー、型式、設計上の差圧、1時間当たりの設計風量について、具体的にお示してください。また、可能であれば、実際の訓練時における差圧及び風量が、設計値に対して適正な範囲にあるのかについても併せて伺います。

質問5 要配慮者の搬送体制について

要配慮者の搬送については、中部電力職員2名が担当する体制とされていると承知しています。そこで、この2名について、あらかじめ担当する部署や職員が定められているのか伺います。また、平時の訓練についても、実際に災害時の搬送を担当する部署の職員が参加して訓練を行い、実際の災害発生時にも同じ体制で対応することになっているのか伺います。原子力災害は、通常の地震や風水害とは異なり、放射性物質の放出という特殊な状況下での搬送となります。そのため、誰が、どのような判断で、どの経路を使用し、どこまで搬送するのか、事前に明確な体制を構築しておくことが重要と考えます。市の認識を伺います。

質問6 停電時の非常用電源と稼働時間について

原子力災害と大規模地震が同時に発生した場合、商用電源が使用できなくなる可能性があります。その場合、施設外に設置された発電機を稼働させ、陽圧浄化設備を運転するものと承知しています。そこで、発電機の燃料を満タンにした場合、陽圧浄化設備を最大で何時間稼働させることができるのか伺います。さらに、その稼働可能時間は、放射線防護施設に一時的に避難した要配慮者が、次の避難先へ移動するまでに必要となる時間を想定して設定されているのか伺います。発電可能時間よりも次の避難先への移動に時間を要する場合、その間、要配慮者の安全をどのように確保するのか、併せて伺います。

質問 7 今後の設備更新について

現在の放射線防護施設では、陽圧浄化設備と空調設備が別の機能として設置されているものと認識しています。しかし、原子力災害が発生した場合、要配慮者が一定時間、施設内で待機することを考えれば、放射線防護機能だけではなく、温度管理など、避難者の健康を維持する環境も重要になります。そこで、現在の設備の更新時期や老朽化への対応を踏まえ、将来的に空調機能を含めたより一体的な陽圧浄化設備へ更新する構想があるのか伺います。また、国の補助制度等を活用した設備更新について、市としてどのように考えているのか伺います。

質問 8 原子力災害の進展を想定した広域避難について

福島第一原子力発電所事故では、事故の進展に伴い、避難区域が段階的に拡大しました。この経験からも、原子力災害では、当初の想定を超えて避難区域が拡大する可能性をあらかじめ考えておく必要があります。菊川市においても、原子力災害時には要配慮者を放射線防護施設等へ一時的に避難させ、安全を確保することが想定されています。しかし、原子力災害が長期化した場合、あるいは放射性物質の放出状況などによって避難区域が拡大した場合には、放射線防護施設に留まり続けることが適切なのか、さらに遠方の避難先へ移動する必要があるのではないかと考えます。特に、浜岡原子力発電所から一定の距離にある施設を要配慮者の一時的な避難先として活用する場合、事故の進展によっては、その避難先自体の安全性について再評価する必要があるのではないのでしょうか。原子力災害の進展によって避難区域が拡大した場合、要配慮者を放射線防護施設に留めるのか、それとも、より遠方の避難先へ移動させるのか。その判断基準と具体的な避難の切り替えについて、市はどのように考えているのか伺います。また、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、現在の菊川市の原子力災害広域避難計画について、「想定を超える事故の進展」や「要配慮者の長時間避難」を十分に考慮した計画となっているのか、市の見解を伺います。

以上 8 点について質問いたします。

質 問 者： 織 部 光 男	
質問事項 1： ゼロカーボン宣言の責任	
【質問要旨】 今年は7月から酷暑日があり、将来の気候変動に否応なしに関心がいき、22世紀も人類存続の為に、今を生きる私達が考え努力しなければならないと感じています。菊川市も2023年ゼロカーボン宣言をしています。2050年迄にC02プラス、マイナスゼロの生活を確立できるのでしょうか？ 今日の質問は菊川市が宣言に沿って政策が行われているかを問います。 飯田哲也著書「E i 革命」文明史的エネルギー大転換の全体像では、「化石燃料文明の終焉」と言っています。何故かと言えば、原油・石炭・ウランは1次エネルギー、電気・ガソリンは2次エネルギーと呼ばれ、化石燃料で創り出すエネルギーは2～3倍の1次エネルギーを必要とし、二酸化炭素を排出します。太陽エネルギーは無限・無償でゼロカーボンです。また太陽光発電のコストは直近で約9割低下し永続的に再利用可能です。世界の潮流は完全に再生可能エネルギーに向かっています。と明言しています。果たして日本はどうでしょうか？ 龍谷大学の島堅一教授は3月24日閣議決定した「電気事業法改定案」は「再生可能エネルギーの否定だ」と警鐘を鳴らしています。「脱炭素加速する世界に逆行する日本」とも言っています。 I E A (国際エネルギー機関)の報告によれば2023年の世界の再エネ新規導入量は過去最大であるといいます。欧州では再エネを推進し、脱炭素を加速することが議論されています。世界の2024年再生可能エネルギーの電力供給が60%を超えている国は15か国、2030年目標では28か国になります。デンマーク100%、ドイツ80%、日本は40%未満です。現在でもアイスランドはエネルギー消費の85%前後が再生可能エネルギーを利用しています。福島原発事故後、日本は一度原発を限りなく減らすことを決めましたが、今年政府は原子力発電所を2040年までに最大5基建て替え最大550万KW発電目標であると発表しました。世界の潮流と真逆な原発回帰です。頓挫したままの「核燃料サイクル政策」、「核のごみ最終処分場未解決」、「福島原発事故処理放置」何も解決できていないのに今だけ良ければでは、国策としてはあまりにも情けない愚策である。国策民営の福島原発事故処理費用は国民の負担になっているのが現実です。この状態で日本はいいのでしょうか？同じ	【答 弁 者】 市 長

政府のゼロカーボン実行計画では太陽光発電の導入・新築建築物のZEB（一時エネルギーを減らしゼロカーボン生活をする事です。）化、公用車の電動化、LED照明の導入を推進しています。

菊川市の実行計画「気候変動適応計画」2024～2033年の中では、「市が率先して自ら排出する温室効果ガス削減する」と記載されています。何トン削減できましたか？計画の中には2020年令和2年温室効果ガス排出量は323,000トンとあります。産業44%、運輸27%、家庭16%、業務その他12%ですが、これは毎年12月各都道府県の暫定値公表の按分の数値ですか？菊川市が独自に温室効果ガス排出量を算出していますか？菊川市の実行計画10の緩和策では再生可能エネルギーの利用促進をうたっていますが、ゼロカーボン宣言後太陽光発電装置は何か所増え、何KWの発電量になったのでしょうか？日本の森林のCO2の吸収・炭素固定量は年間最大約1.69億トンであると今年4月に東京大学の研究チームが発表しました。

これは日本の総排出量の約16%になります。世界の海面水温は今年過去最高の20.96度になりました。海のCO2の吸収・炭素固定量は年間約21億トンです。

では以上をふまえて質問します。

質問1 ゼロカーボン宣言を2050年实现できますか。

質問2 宣言後CO2排出は何トン低減出来たのですか。

質問3 世界の潮流は再生可能エネルギーと認識していますか。

質問4 行政施設116か所における太陽光発電の総発電量は何KW/hですか。それは何トンのCO2削減になりますか。

質問5 新築建築物小笠北認定こども園のZEB化は考え実現されましたか。

質問6 建設中の堀之内体育館・災害対策本部棟はZEB化を取り入れていますか。

質問7 公用車の電動化率は何%ですか。

質問8 行政施設におけるLED照明化率は何%ですか。

質問 9 2020年令和 2 年温室効果ガス排出量の323,000トンは、県の暫定値公表の按分の数値ですか。

質問10 基準となる2013年温室効果ガス排出量は何トンで、それは市で算出しましたか。

質問11 ゼロカーボン宣言の2050年実現の為に今後どのような政策に尽力していきますか。